



感ズを感じておりますが、先き申し上げた様に金網に沿つて、1号線から海岸に至るまでの道路を新設する必要性について、もう少し具体的に見解を聞かせてもらいたいと思います。区画整理事業によつて、そこは当然道路が出来るから別に1号線から海岸に至るまでの幹線道路は必要じやないと云うお考えでありますか。必要性があると云うお考えでありますか。この辺をはつきりした見解を1ツお願い致します

建設課長～区画整理事業の内容であります。事業そのものが開始されても、その週間、云えば工事期間中事業期間中はその道路が出来るかどうかと云う問題がある訳でありまして、実際に事業を必ず事業が出来たから、すぐ出来ると云う事は云えない訳であります。それでその期間をどうするかと云う問題であります。で、今の5番さんの御質問も区画整理整理事業以外にどうするかと云う質問の様でございますが、これは必要であれば、普通の一般土木事業として充分に出来る訳であります。そして今の区画整理と関連しての話ですが、そうでもありますけれども、それだけ重要な道路については、市としても考えて行くつもりであります。

5 番～必要があれば、区画整理事業そのものから、一応別の観点から土木事業としてやると云う様な出来ると云う見解であります。必要があるからどうかを検討するために現場調査するお考えがありますか。

建設課長～それは充分に持つております。

5 番～今月一暮にやつてもらいますか、調査は1日あれば充分だと私は思いますが、

建設課長～出来るだけ張つてみたいと思つております。

5 番～先の順番に戻ります。3番目の点は市長から答弁してもらつたから、4番目区画整理事業は64年7月着工すると云うふうに、去つた議会でははつきり答弁されておりますが、それは、そのまま実行出来るものとして期待してよろしいですか。ずれておりますが、念をおしておたずね致します。

建設課長～ここで一寸4番目の内容であります。一寸わかりにくい点がありますので、

5 番～失礼ですが、一応その前に確かめたい事がありますから、去つた議会で区画整理事業の着工は何時から始めますかと云う質問に対して、3月と云うふうに答弁されたんですか、7月と云うふうに答弁されたんですか。

建設課長～7月と云うふうに、

5 番～7月ね、3月までに認可手続を完了して着工は7月からやると云うような答弁でありましたね。

建設課長～そうであります。

5 番～そこで、その答弁について私は今お聞きしている訳であります、設計のマスタープランの認可申請の手続き、そのものは何月になりますと云つて、又それが出来ない、更に又何月にやります。又それが出来ない。二度三度こう云うようにずれておりますが、それなりの事情があつたにせよ、前例がありますから確かめる訳であります、来年7月から着工すると云うことは、これはその地域住民にとつては非常に利害関係と衝突なつながらあります。そこで当局が予定を打出しても今までみたいに色んな事情を待つて来ては出来ないと云つた様な事なる弁解だけでは済まされないと、来年7月から着工出来る、と云う自信の程を聞かせてもらいたい。

建設課長～今の4番目の質問の中で、この着工と云われる場合のですね、意味であります、この着工ですれ、着工と云う場合のこの内容であります。例へば

5 番～常識で解しやくして下さい、着工は、

建設課長～現場における着工と云う意味、これはたとへば、ここに1建物を建築するとします。その建物の建築に対しての着工は、これは測量或はその外の作業であるとそう云うような常識で解しやくして下さい。着工と云うのは、この事業そのものがですね、普通の事業とは違つて準備作業と云うのが、実際は併用と云うと準備作業と云うのがある訳であります。それで着工と云う場合に受け取り方がありますが、直ぐ現場で工事~~が~~が始まると云う内容であるのか、それともこの着工が事業の認可と云う様な意味のものであるのか、

5 番～そう云うことは、私の方から質問致します。去つた議会で区画整理事業は、何時から着工するかと云う質問に対して、7月からと云うふうに答弁されましたが、7月から着工すると云う意味を説明して下さい

課長～1番議員の出席を報告します。

建設課長～着工は事業の認可の手続を取ると云う内容であります。

5 番～私の気億によりますと、貴方の感違ひじゃないかと思ひます。つまり区画整理事業の認可申請手続は3月までに完了する。来年の3月ですね、64年3月までに完了する、そして工事そのものに着工するには

5 番～7月ね、3月までに認可手続を完了して着工は7月からやると云うふうな答弁でありましたね。

建設課長～そうであります。

5 番～そこで、その答弁について私は今お聞きしている訳であります。部計のマスタープランの認可申請の手続き、そのものは何月になりますと云つて、又それが出来ない、更に又何月にやります。又それが出来ない。二度三度こう云うふうにずれておりましたが、それなりの事情があつたにせよ、前例がありますから確かめる訳であります。来年7月から着工すると云うことは、これはその地域住民にとつては非常に利害関係と密接なつながりがあります。そこで当局が予定を打出しても今までみたいに色々な事情を持つて来ては出来ないと云つた様な単なる弁解だけでは済まされないと思います。来年7月から着工出来ると云う自信の程を聞かせてもらいたい。

建設課長～今の4番目の質問の中で、この着工と云われる場合のですね、意味であります。この着工ですね、着工と云う場合のこの内容であります。例へば

5 番～常識で解しやすくして下さい、着工は。

建設課長～現場における着工と云う意味、これはたとへば、ここに1建物を建築するとします。その建物の建築に対しての着工は、これは測量或はその外の作業であるとそう云うふうな常識で解しやすくして下さい。着工と云うのは、この事業そのものがですね、普通の事業とは違つて準備作業と云うのが、実際は併用に云うと準備作業と云うのがある訳であります。それで着工と云う場合に受け取り方ではありますが、直ぐ現場で工事業が始まると云う内容であるのか、それともこの着工が事業の認可と云う様な意味のものであるのか。

5 番～そう云うことは、私の方から質問致します。去つた議会で区画整理事業は、何時から着工するかと云う質問に対して、7月からと云うふうな答弁されましたが、7月から着工すると云う意味を説明して下さい

議長～1種議員の出席を報告します。

建設課長～着工は事業の認可の手続を取ると云う内容であります。

5 番～私の気儘によりますと、貴方の感違ひじゃないかと思ひます。つまり区画整理事業の認可申請手続は3月までに完了する。来年の3月ですね、64年3月までに完了する。そして工事そのものに着工するには

7月から実施すると云うふうに答弁されたと云うふうに気憶しておりましたが、私の今の気憶を貴方の気憶とに食い違いがありますが、若し必要があれば、議事録で確かめて下さい。

建設課長～これは工事の認可と云うのが、云えば7月と云うふうに答弁した様に思いますが。

5番～私はもう一回繰返して強調します、区画整理事業に関する認可申請手続は本問題に対する質問に対して、来年3月までには、認可手続を完了する。そしてそれを更に詳しくお尋ねしました所が申請手続じやなく、認可が得られる時期を3月までと、見送しは何月頃ですかと云うかと3月まで認可得られるのが3月、そして着工は7月からやると云うふうな答弁だつたことと3月までに認可を得て着工は、7月からやると云うふうな答弁だつたと云うふうに私は覚えていますが、今の課長の説明によりますと、認可を7月頃までにやると云う様な答弁をしたと云う様な御説明であります、そうすると、着工は何時頃からやると云うふうに答弁されたんですか、貴方の気憶によると。

建設課長～3月までにと云う内容は区画整理区域を区切る訳であります。その区切り方について、一地区、二地区と云うふうにある訳でありますので、その手続を得るのが、云えば3月地区ごとこれを分ける訳であります。それで工事の区画整理をするんだと云う区域を決めるのが3月でありまして、それ以後7月には事業の認可を取ると云うふうな答弁したつもりであります、若し間違いであれば、訂正したいと思つております。

5番～一応それじや私は自分の気憶が正しいと思つてそう云う前提で質問を進めます。そうすると一応この問題は去つた議会でどう云うふうに答弁されたかとの問題は後で事務局に議事録と照合して確かめる事に致しまして、現在の立場で区画整理事業が何月頃までに認可を得ると云うふうな見送しは何月頃ですか。認可申請の手続きは何時頃予定されておりますか。

建設課長～7月までに手続を取りたいと思つております。

5番～これははつきり覚えておいて下さいよ、又前みたいに7月頃までに認可申請をやると云う訳ですね。

建設課長～はい、手続をやる。

5番～認可申請をやつて認可がおりる日は何時頃ですか、大体で良いです。

建設課長～これは政府の今の行き方ですと、委員会を設けて審査をしてと云う事になつておりますので、従来とは違つておりますので、未だ良く

7月から実施すると云うふうに答弁されたと云うふうに記憶しておりますが、私の今の記憶を貴方の記憶とに食い違いがありますが、若し必要があれば、議事録で確かめて下さい。

建設課長～これは工事の認可と云うのが、云えば7月と云うふうに答弁した様に思います。

5 番～私はもう一回繰返して強調します。区画整理事業に関する認可申請手続は本問題に対する質問に対して、来年3月までには、認可手続を完了する。そしてそれを更に詳しくお尋ねしました所が申請手続じやなく、認可が得られる時期を3月までと、見透しは何日頃ですかと云うかと3月まで認可得られるのが3月、そして着工は7月からやる。つまり3月までに認可を得て着工は、7月からやると云うような答弁だったと云うふうに私は覚えていますが、今の課長の説明によりますと、認可を7月頃までにやると云う様な答弁をしたと云う様な御説明でありますが、そうすると、着工は何時頃からやると云うふうに答弁されたんですか、貴方の記憶によると。

建設課長～3月までにと云う内容は区画整理区域を区切る訳であります。その区切り方について、一地区、二地区と云うふうにある訳でありますので、その手続を得るのが、云えば3月地区ごとこれを分ける訳であります。それで工事の区画整理をするんだと云う区域を決めるのが3月でありまして、それ以後7月には事業の認可を取ると云うふうにご答弁したつもりであります。若し間違いであれば、訂正したいと思います。

5 番～一応それじや私は自分の記憶が正しいと思つてそう云う前提で質問を進めます。そうすると一応この問題は去つた議会にどう云うふうに答弁されたかとの問題は後で事務局に議事録と照合して確かめる事に致しまして、現在の立場で区画整理事業が何日頃までに認可を得ると云うふうな見透しは何日頃ですか。認可申請の手続きは何時頃予定されておりますか。

建設課長～7月までに手続を取りたいと思つております。

5 番～これははつきり覚えておいて下さいよ、又前巻たいに7月頃までに認可申請をやると云う訳ですね。

建設課長～はい。手続をやる。

5 番～認可申請をやつて認可がおりる日は何時頃ですか、大体で良いです。

建設課長～これは政府の今の行き方ですと、委員会を設けて審査をしないと云う事になつておりますので、従来とは違つておりますので、未だ良く

わかつてないです。

- 5 番～わかるための資料或は主管当局に向い合わたすと云うふうな、必要なそう云うふうな方法はなされましたか、今みたいにはわからんじや答弁にはなりません。

建設課長～前にもお話したと思いますが、縣市計画の認可様式の内容が違つて専門的なグループいわゆる文化会みたいなのを作つて、それで、それによつて検討して行くと云うふうな政府の方針でありますので、これが現在の区画整理事業に対しても、それが、およぶとすれば、何時になるか良くわからないんです。

- 5 番～そうしますと従来の政府の取り扱いはどうなになつてゐるか分かりませんが、政府が取り扱い方が従来の方法をとつたすれば、どの位申請してから、どの位の期間を大体見なくちやいかん訳ですが、認可がおりるまでに従来の政府で見透しな場合には

建設課長～早くて3ヶ月じやないかと思ひます。

- 5 番～そうすると従来の政府の一応その位の3ヶ月間かかるとした場合には、今の説明の通り7月に認可申請を出した場合には、10月頃が認可がおりると云う訳ですか。

建設課長～そう云う事になります。

- 5 番～一応10月頃じや認可がおりると仮定致しまして10月頃認可がおりた場合には、着工はいわゆる実施は、何時頃からやられる訳ですか

建設課長～区画整理の実施であります。この区画整理事業そのものの申請までに調査こう云うものが行われて申請書が出来るとあります。だからすでにこの着手と云ふ事になると、実際にはそこまで手が伸びて行かんや申請が出来ないと、だから実施の段階に大体入つてゐると云える訳であります。

- 5 番～すや実施に出来る体制は出来てゐると云うふうに解しやくして良い訳ですか。

建設課長～実施しつつあると云う事になると云う事になる訳です。

- 5 番～実施しながら認可申請する訳ですか。

建設課長～申請書を作るまでに大体、

- 5 番～それだけの準備にかかる訳ですか。

わかつてないです。

- 5 番～わかるための資料或は主管当局に向い合わたすと云うふうな、必要なそう云うふうな方法はなされましたか、今みたいにはわからんじや答弁にはなりません。

建設課長～前にもお話したと思いますが、都市計画の認可様式の内容が違って専門的なグループいわゆる文化会みたいなのを作つて、それで、それによつて検討して行くと云うふうな政府の方針でありますので、これが現在の区画整理事業に対しても、それが、およぶとすれば、何時になるか良くわからないんです。

- 5 番～そうしますと従来の政府の取り扱いはどうなになっているか分かりませんが、政府が取り扱い方が従来の方法をとつたすれば、どの位申請してから、どの位の期間を大体見なくちやいかん訳ですが、認可がおりるまでに従来の政府で見透した場合には

建設課長～早くて3ヶ月じやないかと思ひます。

- 5 番～そうすると従来の政府の一応その位の3ヶ月間かかるとした場合には、今の説明の通り7月に認可申請を出した場合には、10月項が認可がおりると云う訳ですか。

建設課長～そう云う事になります。

- 5 番～一応10月項じや認可をおりると仮定致しまして10月項認可がおりた場合には、着工はいわゆる実施は、何時項からやられる訳ですか

建設課長～区画整理の実施であります、この区画整理事業そのものの申請までに調査こう云うものが行われて申請書が出来る訳であります。だからすでにこの着手と云う事になると、実際にはそこまで手が伸びて行かんと申請が出来ないと、だから実施の段階に大体入つてると云える訳であります。

- 5 番～すぐ実施に出来る体制は出来ていると云うふうに解しやくして良い訳ですか。

建設課長～実施しつつあると云う事になると云う事になる訳です。

- 5 番～実施しながら認可申請する訳ですか。

建設課長～申請書を作るまでに大体、

- 5 番～それだけの準備にかかる訳ですか。



建設課長～準備にかかる訳です。それで実際それがすぐ又事業とつながって必要な調査がありますので、実際には区画整理の仕事に着手していると云つても間違いないと思います。

5 番～それでは重要だと思しますので、もう一回愈をおしてお尋ねします。尚当局は「うそ」と云う事はきらいから事実と違ふと云うに表現をします。去つた議会で3月頃までに認可申請手続をやり、7月から実施する計画である云ふに私は氣儘してありますが、若しそれが議事録によつて私の氣儘が正しいと云う結果が出て来ましたが、申合せには、今の答弁は氣儘違ひでは済まされないと願うんですが、と申しますのは都市計画そのものに対する当局の熱意の尺度にもこれはな半分にやつてもらつたら困ると云ふふうな私の考えを持つております。論今は仮定です。私の氣儘が議事録によつて正しいと云う結果が出た場合はです。そこで都市計画に対しては一番貴方自身より、市民自身が非常に重要な関心を持つております。でありますからもう少し確固たる態度を持つて信念を持つて自主的に1ツ前向きの方勢でやつて載きたいと云うふうに思いますが、そう云うふうにや行く意欲がありますか。

建設課長～市としましては、これは都市計画事業そのものが、市の今現在の目標でありますので、そのプラン及び調査は嚴重に、しかも正確に、又期限についても、出来るだけ、それにそう様に緊張して行きたいと思つております。

5 番～厳密に必要な調査その事自体は要求しているのとは違ひます。只論人間でありますから、見透し通り行かない場合もありうる。計画計画が計画通り行かない時もあります。それ自体は別に問題じゃありません。見透しは、いつでも違ふ様な見透しは余り繰りかえして貰いたくないと思ふ。少しはぐれても少しぐらいいはぐれては良いんですが。何回も何回も見透しが何時もくるつて来ていると云うふうなのが貴方々の当局の態度であります。それを今後も同じ様な態度でやつてもらつたんじや住民は非常にこれがありがたい迷惑と云うふうになりませんが、今先の課長の考え方にもありました様に、とにかく自分達は重要な仕事に取りかかっているんだと云うふうな大きな責任感を自覚されて、1ツやつて載きます様に強く注文しておきます。建設課長は併せては質問はそれだけです。次は市長にお伺いします。予算の案は非常予算決算の案件を同じ会期に提案された場合には、議会として是非非常に充分なる審査をなすと云う立場からおきまして、非常に都合な点を感じております。そこで従来どうであつたと云う事は別問題なまはして予算議会に決算も同時に提案されると云う事は私は非常にこれは都合だと思つておりますが、従来通り6月に提案されるおつもりでありますか、それとも、それ以外前に提案されるお考えですか、63年度決算の承認案件の提案の時期について1ツ当局の考え方

をお伺い致します。

市長～63年度決算の承認につきましては、この次の定例会に提案致したいと思っております。

5番～3月の定例会でありますね、先程が委員の質問は一応取り済すと云うふうになりましたが、担当は経済課長でありますね、建設課長にお伺いします。オキコの製菓会社菓子の会社ですね、向うからアイスクリーム工場を造りたいからと云う訳で、市内に用地の候補地をさがすために建設課に来た事実がありますか。

建設課長～本件については、

5番～この質問に答えるだけで良いです。あるか、ないか、

建設課長～別にお覚えておりません。

5番～覚えてない。そうすると各課長出席しておられるから市長、助役、警務課長、一応聞いてみて下さい。今の私の質問の所々に何か関連して当届がわかっている点がありますか、オキコの製菓工場製菓会社かも宜野湾市内にアイスクリーム工場を造りたいとそう云うふうな条件で当届を訪れた事がありますか。ないですか、私の聞いた話しによりますと、真栄喜部落の前の方いわゆる大嶽名よりの方です。オキコの会社自体が調査して、ここは適当な地である。新しくアイスクリーム工場を作るに適当な地であると云う立場から一応は向うに造ると云う前持で、しかし宜野湾市には現在都市計画があるから、用途地域、その他とも関連する事だから、その地域がどうなっているかと云う面では宜野湾市当局に当たったんだが、当届はまだ用途地域別に対して、はつきりしたいわゆる説明がなかつた。そこをいたしかたなく浦添村に敷地を決定したと云うふうな話しぶりでありましたが、現に浦添村に造りつつあります。その事実は建設課長は全然承知しませんが、アイスクリーム工場の敷地として真栄喜部落の前の方の農耕地をいわゆる使済したんだが、その辺は宜野湾市の都市計画と、どう云うふうになつて居るかと云うふうについて、建設課に行つたそうであります。そうでありますから私は今事実を確かめてありますが、そう云う事実がありますか、建設課長。

建設課長～それについては良くわかりませんので、後で調べてお答えします。

5番～只今現在貴方自身がわからない訳ですか、

建設課長～そうです。

をお伺い致します。

市長～63年度決算の承認につきましては、この次の定例会に提案致したいと思います。

5 番～3月の定例会でありますね、先程2番目の質問は一応取り消すと云うふうになりましたが、担当は経済課長でありますね、建設課長にお伺いします。オキコの製菓会社菓子の会社ですね、向うからアイスクリーム工場を造りたいからと云う訳で、市内に用地の候補地をさがすために建設課に来た事実がありますか。

建設課長～本件については、

5 番～この質問に答えるだけで良いです。あるか、ないか、

建設課長～別にお覚えておりません。

5 番～覚えてない。そうすると各課長出席しておられるから市長、助役、義務課長、一応聞いてみて下さい。今の私の質問の順に何か関連して当局がわかっている点がありますか、オキコの製菓工場製菓会社から宜野湾市内にアイスクリーム工場を造りたいとそう云うふうな用件で当局を訪れた事がありますか。ないですか、私の聞いた話しによりますと、真志喜部落の前の方いわゆる大謝名よりの方です。オキコの会社自体が調査して、ここは適当な地である。新しくアイスクリーム工場を作るに適当な地である云う立場から一応は向うに造ると云う前提で、しかし宜野湾市には現在都市計画があるから、用途地域、その他とも関連する事だから、その地域がどうなっているかと云う面で宜野湾市当局に当たったんだが、当局はまだ用途地域別に対して、はつきりしたいわゆる説明がなかつた。そこでいたしかたなく浦添村に敷地を決定したと云うふうな話しぶりでありましたが、現に浦添村に造りつつあります。その事実は建設課長は全然感知しませんか、アイスクリーム工場の敷地として真志喜部落の前の農耕地をいわゆる使用したいんだが、その辺は宜野湾市の都市計画と、どう云うふうになつているかと云うふうについて、建設課に行つたそうであります。そうでありますから私は今事実を確かめておりますが、そう云う事実がありますか、建設課長。

建設課長～それについては良くわかりませんので、後で調べてお答えします。

5 番～只今現在貴方自身がわからない訳ですか、

建設課長～そうです。

5 番～わからない訳ですね、市政をこれから現在もですが、施している為には当然これは、商工業は施政奨励現在市内にある商工業の施政奨励に合致して当然積極的 externally から誘致と云う所まで取り扱おうべきであると思ひますが、今みたい相手が市内に新しくアイスクリーム工場を造りたいと云う訳で、その現場を調査して、そしてそこに造りたたいと云う前提である都市計画はどうなっているかと云う訳で宜野湾市の当周に來たと云うふう聞いておりましたが、若しこれが事案とした場合には、一体宜野湾市の方向と云うのは、後を向いて歩いているの場か、さつぱりこれは、私達にとつては、非常に解しやくしかねる訳ですが、その点は建設課に關する問題、だけでなくして、執行部のいわけゆゑの問題だと今後にも關連する問題だと思ひますから、充分調査されて、明日までに事案の有無を答弁してもらいたいんですが明日までに答弁出來ますか、建設課長。

建設課長～一応調べて、

5 番～そう云う事があつたかどうかを調べるには、私だつたら1時間では出來ませんが、そこで明日までには、24時間以上ありますから、明日までに出來るか出來ないかを私の質問に対しては、即座に返答出來るはずであります。

建設課長～早速調査して、

5 番～しいて明日までに云われなくても、2、3日中に答弁してもらいますか、わからないじや濟まされませんが、事案の有無についてなかつた、あつたのはつきりした區別を議事に明示して載かなければ困りますから2、3日中に答弁すると云う課長の今の説明を忘れないで下さい。一応質問は終了です。

議長～暫く休憩致します。(午後2時25分)

議長～再開致します。(午後2時37分)

3 番～今の部計の申請が我々の譯しやくでは、おけていると見えておりますが、それに対して或る程度機構の問題が結局あるんじゃないかと思ひますが、つまりマスタープランを出す、作ると云う面とそれから区画整理をやると云う面を同じ技術員がやると思ひますが、それについてどうしてそこに3ヶ月と云う期間をおかなければいかんもなかです、人員が足らんで、そうなつて居るのか、或は人員が足らんで専門の職がおらんで一応マスタープランを作るのは専門に作つて、その次に又区画整理と云うのをやつておられるか、或は同時にそのマスタープランと云う構想は前からもつておられるし、それについて区画整理の専門の方が整理をやつておられるものであるかですね、その面で御

5 番～わからない訳ですね、市政をこれから現在もですが、施している為には当然これは、商工業は施政奨励税 現在市内にある商工業の施政奨励に合致して当然極約に外部から誘致と云う所まで取り扱うべきであると思いますが、今みたいに相手の方から市内に新しくアイスクリーム工場を造りたいと云う訳で、その現場を調査して、そしてそこに造りたいと云う前提である都市計画はどうなっているかと云う訳で宜野湾市当局に来たと云うふうに聞いておりますが、若しこれが事実とした場合には、一体宜野湾市の方向と云うのは、後を向いて歩いているのか、さつぱりこれは、私達にとつては、非常に解しやくしかねる訳ですが、その点は建設課に関する問題だけでなくして、執行部のいわゆる問題だと今後にも関連する問題だと思いますから、充分調査されて、明日までに事実の有無を答弁してもらいたいんですが明日までに答弁出来ますか、建設課長。

建設課長～一応調べて、

5 番～そう云う事があつたかどうかを調べるには、私だったら1時間では出来ず。そこで明日までには、24時間以上ありますから、明日までに出来るか出来ないかを私の質問に対しては、即座に返答出来るはずであります。

建設課長～早速調査して、

5 番～しいて明日までに云われなくても、2、3日中に答弁してもらいますか、わからないじや済まされないうすよ、事実の有無についてなかつた、あつたのはつきりした区別を議会に明示して載かなければ困りますから2、3日中に答弁すると云う課長の今の説明を忘れないで下さい。一応質問は終了です。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時25分)

議 長～再開致します。(午後2時37分)

3 番～今の都計の申請が我々の解しやくでは、おけていると見ておりますが、それに対して或る程度機構の問題が結局あるんじゃないかと思えますが、つまりマスタープランを出す、作ると云う面とそれから区画整理をやる、と云う面を同じ技術員がやると思えますが、それについてどうしてそこに3ヶ月と云う期間をおかなければいかんもんだすね、人員が足らんで、そうなっているのか、或る人員が足らんで専門の職がおらんで一応マスタープランを作るのは専門に作つて、その次に又区画整理と云うのをやつておられるか、或は同時にそのマスタープランと云う構想は前からもつておられるし、それについて区画整理の専門の方が整理をやつておられるもんであるかです、その面で御



答 弁 願 いた と思 っ て お り ま す 。 何 故 そ う 申 し 上 げ ま る か と 申 し ま す  
と、何 も マ ス タ ー プ ラ ン の 認 可 が お り ん だ と 申 し 上 げ ま る と 申 し ま す  
と、云 う も の も 出 来 上 が る と、ど ん だ 申 し 上 げ ま る と 申 し ま す  
れ、ん じ や ない か と 我 々 素 人 考 え て は、そ う 思 っ て 機 構 の 問 題 が  
が、そ れ に つ い て 市 長 さ ん は ど う 云 う に し て 機 構 の 問 題 が  
ら ま し て、や つ て お ら れ る か と 申 し 上 げ ま る と、こ の 人 員 の 問 題  
一 質 の 問 題 と か、そ う 云 う も の に 来 る と、思 い ま す が、今 の 現 状  
な ば ど 私 の 考 え の 範 疇 に お い て は、建 設 課 当 り は、荷 が 重 い  
な いか と 都 市 計 画 の 事 業 を や る 専 門 の 課 を、一 課 必 ず 作 っ て  
に こ の 都 市 計 画、或 は 区 画 整 理 を、と つ 組 ま せ た 方 が 可  
で も 良 い ん じ や ない か と 云 う 考 え を、も つ て お り ま す し、又 住 民  
も 1 月 も 早 く こ れ が 出 来 上 が っ て、自 分 達 の 家 が 安 心 し て 造  
ど こ に 造 る か と 云 う 面 を 一 日 も 早 く を 長 く し て 待 っ て お り  
そ う 云 う 面 に つ い て 市 長 さ ん の 御 答 弁 を お 願 い し たい と 思 い

市 長 ~ 今 の 建 設 課 の 陳 答 そ れ か ら、機 構 に つ い て は 前 か ら 課 長 か ら も 出 来  
ら 分 課 し て 都 市 計 画 課 或 は 区 画 整 理 課 と 云 う 方 向 に も ち ね い と 云 う  
要 望 は 受 け て お り ま し た が、何 し ろ 市 に 昇 格 し て 一 年 後 の 今 日 色  
予 算 の 何 も あ る し、急 激 に 人 員 を 増 し て、そ の 機 構 を 備 え る と 云  
は 困 難 だ か ら、ま ず 今 の 所、課 を 1 つ に し て、い わ ゆ る そ の 課 で、都  
計 係 そ れ か ら 区 画 整 理 係 と 云 う 係 り を お い て 仕 事 を 進 め て、そ し て  
う し て も 手 に お え ない 場 合 に は、一 応 は こ れ を 請 負 と か 云 う 方 向  
し て も 良 い か ら、一 応 今 の 様 な 方 向 に 進 め て も ら い たい と 云 う 方  
に 話 し て あ る 訳 で あ り ま す。現 在 の 仕 事 の 実 情 に つ い て は、今 課 長  
ん か ら、

3 番 ~ 陳 答 の 問 題 と 致 し ま し て は、今 マ ス タ ー プ ラ ン を 立 て か ら 3 ヶ 月 後  
政 府 の 認 可 申 請 の 手 続 は 取 ら れ る と 云 う 様 な 事 で あ り ま す が、そ う  
う 面 で 考 え た 場 合 に は、一 応 マ ス タ ー プ ラ ン を 作 る に 建 設 課 は 集 中  
て そ れ を 作 っ た と、次 の 段 階 は 区 画 整 理 の 段 階 だ と 云 う 様 に 解 し  
く し て 宜 し げ な い 場 合 に は、同 時 に や っ て お る 現 状 で あ る の か、そ  
れ と も マ ス タ ー プ ラ ン だ け に 集 中 し て お ら れ る 訳 で あ る の か、

市 長 ~ 仕 事 は 同 時 に 始 め て は お る。

3 番 ~ 我 々 の 予 算 議 会 の 場 合 に も、建 設 課 の 今 建 設 途 上 に 場 合 に は、人 員 は  
い く ら で も 要 る と 貴 方 々 の 要 望 す る だ け は、こ れ は 人 員 も 増 し て 定 員  
増 も や っ て あ げ る と 云 う 面 で 相 当 要 望 も し て、当 局 に 対 し て そ う 云  
人 員 の 事 に つ い て は、ど ん だ 申 し 上 げ ま る と、議 会 と し て は そ れ だ  
け 積 極 的 に や っ て 来 た 訳 で あ り ま す が、非 常 に そ こ に 去 年 の 前 の 課 長  
時 代 に は 3 月 に 大 体 マ ス タ ー プ ラ ン を 出 し て、そ し て 7 月 に は 必 ず 認  
可 さ せ て 部 分 的 に は 着 工 出 来 る か も 知 ら ん と 云 う 事 も あ り ま し た し  
そ の 後 1 2 月 又 来 年 の 3 月 と 云 う 様 な 毎 年 議 会 の た ん び に 伸 ん で 行 く

様な現状でありまして住民として、我々は来年は必ずやると着工出  
来て、ブームも生むだろうと云う様な見解で貴方々の家は当分の間が  
まんして呉れと、そう云う事を云つておる現状で、例へば、そこにブ  
タゴトを作る面に対して、そう云うふうには規制している訳でありま  
すが、今の様にして、何時現場にブルが入るかと言ふ面に見通しがつ  
かんと云う事になつた場合には、これこそ我々としても市になつても  
それは何も出来ないと言ふ以外に、目にちの何日頃着工出来ると云う事  
は、事実住民に知らず期会がないと云うことになりまうので是非その  
面、我々としては、いくらでも当局が要望される、そう云う建設面の  
人員増に予算については、充分考慮を払うと云うふうな議会全体  
云う意旨でありますので、そう云う教りて市長さんもやつてもら  
いと思ひます。御要望を申し上げます。

議長～進行致します。次は4番の安次富議員の質問に移ります。

- 4 番～一番目はすでに済んでおりますので、2番目から始めたいと思ひます  
去つた定例会でも促進決議をして議会意志もはつきりしましたし、そ  
して早急に促進しようとする事で、その促進に大きく期待してありま  
したが、どう云う理由で、どの辺にありろがあつて促進されないか、  
前又特に最近においては、市内の交通事情が相当悪化しつつあります  
それに伴つて市民の財産や生命が大きな損失をこうむりつつある現状  
において、その問題は市政者の責任において、そして市政の一環とし  
て進めるべき問題であると私は思つております。そこで次の件につ  
いて市長に御答弁願ひたいと思ひます。

市長～これはいずれも未だ準備が出来ていないからであります。いわゆるで  
すね、何故促進委員会設置しないのか、その理由と云うのは、促進委  
員会が出来てないからであります。それから交通災害防止対策は市行  
政の一環として、早急に取り上げるべき問題であるにもかかわらず、  
実現出来ない理由も同じく、未だ準備が出来ないからであります。  
それから3の、すでに世論化した都市宣言は何時誕生するか、その  
時期と方法についてとありますが、これも未だ、今検討中で未だ準備  
が出来てないので、お答えする事は出来ないからであります。

- 4 番～準備が出来ないと云う一言でかたづけして良いものであるかどうか、  
それには、それなりの準備出来ない理由があるかと思ひますので、そ  
れについて御説明願ひます。

市長～出来ないと言ふよりは、現在進めつつある訳であります。

- 4 番～どの段階まで進められているか、お伺ひします。

民生課長～市長さんの御答弁に補足説明を致したいと思つております。進めつ

様な現状でありまして住民として、我々は来年は必ずやると着工出来て、ブームも生むだろうと云う様な見解で貴方々の家は当分の間がまんして呉れと、そう云う事を云つておる現状で、例へば、そこにブタゴヤを作る面に対しても、そう云うふうに規制している訳であります。今の様にして、何時現場にブルが入るか云う面に見透しがつかんと云う事になつた場合には、これこそ我々としても市になつてもそれは何も出来ない云う以外に目にも何日環着工出来ると云う事は、事実住民に知らず期会がないと云うことになりますので是非その面、我々としては、いくらでも当局が要望される。そう云う建設面その人員等に予算については、充分考慮を払うと云うふうな議会全体その云う意志でありますので、そう云う覆りで市長さんもやつてもらいたいと思ひます。御要望を申し上げます。

議長～進行致します。次は4番の安次富議員の質問に移ります。

4番～一番目はすでに済んでおりますので、2番目から始めたいと思ひます。去つた定例会でも促進決議をして議会意志もはつきりしましたし、そして早急に促進しようとする事で、その促進に大きく期待しておりましたが、どう云う理由で、どの辺にありろがあつて促進されないか、尚又特に最近においては、市内の交通事情が相当悪化しつつありますそれに伴つて市民の財産や生命が大きな損失をこうむりつつある現状において、その問題は市政者の責任において、そして市政の一環として進めるべき問題であると私は思つております。そこで次の件について市長に御答弁願ひたいと思ひます。

市長～これはいずれも未だ準備が出来ていないからであります。いわゆるです。何故促進委員会設置しないのか、その理由と云うのは、促進委員会が出来てないからであります。それから交通災害防止対策は市政の一環として、早急に取り上げるべき問題であるにもかかわらず、実現出来ないが理由も同じく、未だ準備が出来ないからであります。それから3の、すでに世論化した都市宣言は何時生ずるか、その時期と方法についてとありますが、これも未だ、今検討中で未だ準備が出来てないので、お答えする事は出来ないからであります。

4番～準備が出来てないと云う一言でかたづけたい良いものであるかどうか、それには、それなりの準備出来ない理由があるかと思ひますので、それについて御説明願ひます。

市長～出来ない云うよりは、現在進めつつある訳であります。

4番～どの段階まで進められているか、お伺ひします。

民生課長～市長さんの御答弁に補足説明を致したいと思つております。進めつ





市長～仕事やるには、今すぐ簡単にやればいいんじゃないかと思つておられますが、い  
ゆるずぎんな計画じやいけませんので充分なる検討を加えてそろして  
なるべく早くやりたいところ思つておられます。

4番～先き程、課長の御説明では、宣言までもつて行くためには、どうしても  
もろ月と云うことでは、考慮するには、或はすでに第1声を放  
つて居る所富古の平良市においで、すぐその問題が起つてから全  
市民の総ぐるみで、その問題に取りかかると、そしてわづか期間で  
宣言をする様であります。それから致すと、う月と云つた様  
間は全然かからぬかと思つて、勿論予算が伴う事はつきりして  
ますが、しかし必ずしも大きな予算をかける必要はななくして、金  
市民をして、その問題に関心を高め、そ本市から1件の事故もな  
するんだと云つた様な大きな関心があるならば、近目申私準備は  
進められるんじゃないかと、そう云ふふうを考へておられます。何  
もろ月と云うことではなくして、早急に進めるべきだと云う市長の  
えがおりますならば、早急に促進委員会を設置して、そしてその  
にどつとまかせて戴きたいと思つておられます。以上であります。  
後、1件だけお伺いします。かん拓事業についてであります。私  
あえて御質問申し上げましたのは、数年來からこの問題について非  
に関心をもつておられますし、尚一貫してなんとか早急に実現させたい  
ために、あえて取り上げておられますが、しかし我々の意図する方向に  
促進出、来ず遅々としておられない様な状態であります。特に地  
る所伊佐浜の附近から2、3箇所にわたつて要望が出ていますし、  
或は構想も出ておつたと思つておられます。そこでいつか市直營で  
んだと、又構想の段階にあるんだと云う様な事でもかたづけ、現  
至つておられます。しかし諮問第13号や或は前の諮問にも出して  
まい問題とも関連致しまして、最早いつまでも延せる様な時期  
ない云う事はつきりしてあります。特にこれを早急にやる事によ  
て大きな市の財源になるし、或はその外農道問題、その他、あ  
る面から、大きなプラスになると云う事は私が云うまでもある  
ので、果してこれが直營で出来る可能性が現時点においてある  
かそれについてお伺い致します。

市長～只今の御質問は、1番の1の御質問にも関連するかと思つておられますが、經  
立事業は都市計画の一環として、本市としては、一諸に進めて行き  
いと云うので、前からその構想をもつて進めておる訳であります。都  
市計画については、先きにも申し上げた様に今月一杯にこのプランの  
決定を受けるべく書類を準備されておられます。この公有水面の埋立に  
なりますと、公有水面埋立法による所の事業計画があるのであります  
が、その計画が未だ出来ておらないのであります。それで今月この決  
定を見たならば、すぐこの事業に対しても早く計画を立てる様に關係  
課長にも話してあります。計画が立ちますと云うといざ事業に移すに  
は資金はどうするか、それから方法は、埋立の方法はどうするか、尚  
この埋立についての土地の賃金については、どうしたら良いかと云う

市長～仕事やるには、今すぐ簡単にやればいいんじゃないかといけませんので、いわゆるずさんな計画じゃないかといけませんので充分なる検討を加えてそうしてなるべく早くやりたいところ思っております。

4 番～先き程、課長の御説明では、宣言までもちて行くためには、どうしても5月と云うことでありますが、考えるには、或はすでに第1声を放っている所の富古の平良市においては、すぐその問題が起つてから全市民の総ぐるみで、その問題に取りかかつて、そしてわずかの期間で宣言をする様であります。それから致しますと、5月と云つた様な期間は全然かからぬんじゃないかと論予算が伴う事はつきりしておりますが、しかし必ずしも大きな予算をかける必要はなくて、全市民をして、その問題に関心を高めそして本市から1件の事故もなくするんだと云つた様な大きな関心があるならば、近月中に私は準備は進められるんじゃないかと、そう云うふうを考えておりますので、何も5月と云うことでなくして、早急に進めるべきだと云う市長のお考えがありますならば、早急に促進委員会を設置して、そしてその問題にとつくませて載きたいと思っております。以上であります。後、1件だけお伺いします。かん拓事業についてであります。私があえて御質問申し上げましたのは、数年来からこの問題について、非常に関心をもつておりますし、尚一貫してなんとか早急に実現させたいために、あえて取り上げておりますが、しかし我々の意図する方向に促進出来ずに遅々としてすまない様な状態にあります。特に地元である所の伊佐浜の附近からの2、3箇所にわたつて要望が出ているし、或は陳情も出ておつたと思っております。そこでいつも市直営でやるんだと、又構想の段階にあるんだと云う様な事でかたづけ、現在に至つております。しかし諮問第13号や或は前の諮問にも出しておりました問題とも関連致しまして、最早いつまでも延せる様な時期ではないと云う事がつきりしています。特にこれを早急にやる事によつて大きな市の財源になるし、或はその外の農道問題、その他、あらゆる面から、大きなプラスになると云う事は私が云うまでもありませんので、果してこれが直営で出来る可能性が現時点においてあるかどうかそれについてお伺い致します。

市長～只今の御質問は、1番の1の御質問にも関連するかと思ひますが、埋立事業は都市計画の一環として、本市としては、一語に進めて行きたいと云うので、前からその構想をもつて進めておる訳であります。都市計画については、先きにも申し上げた様に今月一杯にこのプランの決定を受けるべく書類を準備されております。この公有水面の埋立になりますと、公有水面埋立法による所の事業計画があるのでありますが、その計画が未だ出来ておらないのであります。それで今月この決定を見たならば、すぐこの事業に対しても早く計画を立てる様に關係課長にも話してあります。計画が立ちますと云うとはざ事業に移すには資金はどうするか、それから方法は、埋立の方法はどうするか、尚この埋立についての土地の賃金については、どうしたら良いかと云う

事を議会の皆さんにもお譲りしてこれを決定して、この免許を早く得る様に努力して行きたいと、こう思っております。今実施の段階じゃないのは、こう云う準備が未だ出来てないからであります。

4 番～勿論都市計の一環としてこの埋立事業もやるかと思っておりますが、マスタープランが決定認可しなければ出来ないと言ふことがあるかどうか、それについてお伺いします。

市長～これはないと思えます。

4 番～そうすれば平行して、一応は認可受けないにしても一応は市長として或は建設課としては埋立事業はこう云うふうにするんだと云う構想やすでに計画はありますかと思えます。そこで平行して出来ないかどうか或は又平行して検討することによつて或は認可頃までには、すでに具体的な実施の計画と申し上げますのは、果して市の直営でやるかどうか、或は又やれないとすれば、どう云う方法で進めるんだと云う様な資料が私は充分次の議会或は又マスタープランが認可されるのと、平行して今までの準備だと思えますが、若し必ずしも、マスタープランが出来なくても充分やつて、平行してやつて行くと云う事であれば、その様に準備するお考えはないかどうかです。

建設課長～今の質問であります。これは平行して出来ます。

4 番～平行して、

建設課長～はい、マスタープランの認可であります。これは一応認可取つておいて、それでそれに対する大体の市の構想と云いますか、それを早くはつきりさせると云うのが、マスタープランの認可であります。それを只今の事業であります。事業はこれはプランとは別に埋立事業をどんどん推進して行くと、かまわんと云う事は云えるわけですが、市としましては、やつぱりプラン、今のマスタープランがありますからあれと平行して、プランを立てて、それから事業と云つても事業だけじゃなくて3つのプランによる構造的なプランによつての更に埋立と、と云うふうに考える訳であります。

4 番～プランの認可をして、そして色々と使途について、或は又方法についての今から御検討なさると云う、市長の御答弁であります。すでに計画の段階において、マスタープランの申において、或は又埋立後の使途についてはどう云う方法でやるんだと云う事は当然私はその中に入つて居るかと思えますが、それは未だ入つておりませんか。

建設課長～埋立と云う事業そのものが大きくクローズアップされたかつこうであります。その中には、更に小分けして色んな使用用途とか、又資

事を議会の皆さんにもお図りしてこれを決定して、この免許を早く得る様に努力して行きたいと、こう思っております。今実施の段階じゃないのは、こう云う準備が未だ出来てないからであります。

- 4 番～論都計の一環としてこの埋立事業もやるかと思っておりますが、マスタープランが決定認可しなければ出来ないと云うことがあるかどうか、それについてお伺いします。

市長～これはないと思えます。

- 4 番～そうすれば平行して、一応は認可受けないにしても一応は市長として或は建設課としては埋立事業はこう云うふうにするんだと云う構想やすでに計画はおありかと思えます。そこで平行して出来ないかどうか或は又平行して検討することによつて或は認可項までには、すでに具体的な実施の計画と申し上げますのは、果して市の直營でやれるかどうか、或は又やれないとすれば、どう云う方法で進めるんだと云う様な資料が私は充分次の議会或は又マスタープランが認可なるのと、平行して今までの準備だと思えますが、若し必ずしも、マスタープランが出来なくても充分やつて、平行してやつて行くことと云う事であれば、その様に準備するお考えはないかどうかです。

建設課長～今の質問であります、これは平行して出来ます。

- 4 番～平行して、

建設課長～はい、マスタープランの認可であります、これは一応認可取つておいて、それでそれに対する大体の市の構想と云いますか、それを早くはつきりさせると云うのが、マスタープランの認可であります。それで只今の事業であります、事業はこれはプランとは別に埋立事業をどんどん推進して行くと、かまわんと云う事は云えるわけです。市としましては、やつぱりプラン、今のマスタープランがありますからあれと平行して、プランを立てて、それから事業と云つても事業だけじゃなくて3つのプランによる総合的なプランによつての更に埋立と、と云うふうに考える訳であります。

- 4 番～プランの認可をして、そして色々使金について、或は又方法についての今から御検討なさると云う、市長の御答弁であります、すでに計画の段階において、マスタープランの申において、或は又埋立後の使途についてはどう云う方法でやるんだと云う事は当然私はその中に入つて居るかと思えます、それは未だ入つておりませんか。

建設課長～埋立と云う事業そのものが大きくクローズアップされたかつこうであります、その中には、更に小分けして色んな使用用途とか、又資

金計画とか、更に又用地の計画、それから工業の有地、それから工業財源の繰入方法とか、色々ありますが、一貫して事業と云うふうになつております。そこまで持つて行くには、なかなか簡単にいかないものであります。大体家を教えても4ツ5ツ位になる訳であります。それを1ツ1ツと云うことになりますと、相当の期限を要する訳であります。

4 番～そうしますと、大体その事業計画をしてですね、この埋立の認可を得るまでには、何事項までには準備出来ませんか、

建設課長～事業の認可と云う事になりますと、これは市の方法、例えば方針等はつきりすれば書類だけに止る訳でありますので、そんなに手間はかかりません。

4 番～未だ市の方針はつきりしない訳ですか、

建設課長～方針と云いますと、方針はきまつておりますが、その方法ですね、方法と云うのが非常に色々段階がある訳であります。

4 番～私が聞きたいのは、この方法ですね、いつまでにまとまるかと云うことです。

建設課長～これは、そのつど成案して、それで市当局も議会の方にも計つてやると云う今先の市長の答弁と同じであります。

4 番～私が聞いておるのは、時期についてですね、議会と当局が互に論議になつて検討して進めなければ行けません、一体いつまでにですね、その問題がですね、具体化して、その具体的な話し合までもてるかと云う事です。これは早急に進めなくちゃいけない。私は事業と思いません。おつしやる様にマスタープランは別にして、あれの認可は認可として別個の立場でやつたにしても、この埋立事業は平行して私はなすべきだと云うふうに考えております。課長の方もその様に出来ると云う御答弁でしたが、そうしますと別にマスタープランの凍結を要するとか、或はマスタープランに抵触すると云つた様な事は無いと思つております。これは別個の立場から早急に進めると云う立場で何事項までには、議会での話し合でもつて、そうして直営でやるか或は又官営でどうしても資金がこれの見通しもつかないから、出来なければ次はどうするかと云うことを議会に計るまでには何時頃までに準備出来るか、

建設課長～一応この問題は簡単な問題でもないし、早急にやらなければ、いけないと云うことはわかつております。それは尚相談をし、更に又その時期も良く検討してから答弁致します。

金計画とか、更に又用地の計画、それから工業の有地、それから公営財源の積立方法とか、色々ありますが、1貫して事業と云うふうになつております。そこまで持つて行くには、なかなか簡単にいかないものであります。大体敷を敷いても4ツ5ツ位になる訳であります。それを1ツ1ツと云うことになると、相当の期限を要する訳であります。

4 番～そうしますと、大体その事業計画をしてですね、この埋立の認可を得るまでには、何事項までには準備出来ますか、

建設課長～事業の認可と云う事になりますと、これは市の方法、例えば方針がはつきりすれば書類だけに止る訳でありますので、そんなに手数はかかりません。

4 番～未だ市の方針ははつきりしない訳ですか、

建設課長～方針と云いますと、方針はきまつておりますか、その方法ですね、方法と云うのが非常に色々段階がある訳であります。

4 番～私が聞きたいのは、この方法ですね、いつまでにまとまるかと云うことです。

建設課長～これは、そのつど成案して、それで市当局も議会の方にも計つてやると云う今先の市長の答弁と同じであります。

4 番～私が聞いておるのは、時期についてですね、議会と当局が論議になつて検討して進めなければ行けません、一体いつまでにですね、その問題がですね、具体化して、その具体的な話し合までもてるかと云う事です。これは早急に進めなくちゃいけない。私は事業と思ひます。おつしやる様にマスタープランは別にして、あれの認可は認可として別個の立場でやつたにしても、この埋立事業は平行して私はなすべきだと云うふうに考えております。課長の方もその様に出来ると云う御答弁でしたが、そうしますと別にマスタープランの規制を受けるとか、或はマスタープランに抵触すると云つた様な事はないと思つております。これは別個の立場から早急に進めると云う立場で何事項までには、議会での話し合でもつて、そうして直営でやれるか或は又直営ではどうしても資金がこれの見透しもつかないから、出来ない、出来なければ次はどうするかと云うことを議会に計るまでには何時頃までに準備出来るか、

建設課長～一応この問題は簡単な問題でもないし、早急にやらなければ、いけないと云うことはわかつております。それは尚相談をし、更に又その時期も良く検討してから答弁致します。

4 番～私の見送してありますが、果して今まで一貫して市直営でやるんだと云う考え方の元に答弁して参つておりますが、現時点においてほく大な資金がかかるし或はその他大きな事業もかゝつておりますので、現時点においては市直営では不可能であると、こう云うふうは考えておりますが、未だそう云うふうにして市直営で出来る見送しを立てておりますか、

建設課長～直営であります、この直営と云う内容が実際は工事請負と云うものもあるし、若しくは又更に免許を別にして埋立をすると云う方法もある訳でありますので、市としては直営と云う事は、あらゆる埋立に関する機械を動員して、請負をさせるなりすると云う方針であります。

4 番～そうしますと、あくまでも直営で進めると云う見送しを付けていると云うことですね。

建設課長～方針としては、直営であります。

1 番～私の1番の問題と関連致しますので、お伺い致します。最近公有水面の埋立事業がクローズアップされて参りまして、本市においても、すでに一部の業者から申請が提出されておりますが、現在政府に何件、この埋立事業に関する、いわゆる申請が出されているかお伺い致します。

市長～私の知っているのは、市に關係するのが、前にあつたものと今度提案されているものと、もう1つは浦添との何んで重なり合つて保留されていると云うのも聞きましたが、この3件位、

1 番～3件でございすか、

市長～はつきりした事はわかりませんが、私が知っているのは3件、

1 番～この問題は埋立法施行規則の4条の3項によりまして、優先順位とございす。従いましてすでに一部の業者から申請が出される場合には、いかに市町村であつてもその優先権獲得が非常に難しくなる様な状態でありす。従いまして執行部におかれまして、そう云つた問題をすみやかにこの管轄をキヤツ手致しまして、市の基本的な原則として市の埋立事業は遂行すると云う事が決つていると云う以上は、そう云つた問題は充分に資料を収集して、将来にくだない対策を講じてもらいたいと、御要望申し上げます。それからもう1件お伺い致しますがマスタープランの認可によつてこの優先順位を獲得出来る訳でございす。それについて御見解をお伺い致します。

4 番～私の見透してありますが、果して今まで一貫して市直営でやるんだと云う考え方の元に答弁して参つておりますが、現時点においてばく大な資金がかかるし或はその他大きなやるべき事業もかえつておりますので、現時点においては市直営では不可能であると、こう云うふうを考えておりますが、未だそう云うふうにして市直営で出来る見透しを立てておりますか、

建設課長～直営であります、この直営と云う内容が実際は工事請負と云うものもあるし、若しくは又更に免許を別にして埋立をすると云う方法もある訳でありますので、市としては直営と云う事は、あらゆる埋立に関する機械を動員して、請負をさせるなりすると云う方針であります。

4 番～そうしますと、あくまでも直営で進めると云う見透しを付けていると云うことですね。

建設課長～方針としては、直営であります。

1 番～私の1番の問題と関連致しますので、お伺い致します。最近公有水面の埋立事業がクローズアップされて参りまして、本市においても、すでに一部の業者から申請が提出されておりますが、現在政府に何件、この埋立事業に関する、いわゆる申請が出されているかお伺い致します。

市長～私の知っているのは、市に関係するのが、前にあつたのと今度提案されているものと、もう1つは浦添との何んで重なり合つて保留されていると云うのも聞きましたが、この3件位、

1 番～3件でございますか、

市長～はつきりした事はわかりませんが、私が知っているのは3件、

1 番～この問題は埋立法施行規則の4条の3項によりまして、優先順位とございます。従いましてすでに一部の業者から申請が出された場合に、いかに市町村であつてもその優先権獲得が非常に難しくなる様な状態です。従いまして執行部におかれまして、そう云つた問題をすみやかにこの情報をキツチ致しまして、市の基本的な原則として市の埋立事業は遂行すると云う事が決つていると云う以上は、そう云つた問題は充分に資料を収集して、将来にくいのない対策を構じてもらいたいと、御要望申し上げます。それからもう1件お伺い致しますがマスタープランの認可によつてこの優先順位の獲得が出来る訳でございます。それについて御見解をお伺い致します。

市長～政府において、そのどう云うプランがあると云う事で配慮は出来ると思いますが、これが法的に絶対に有力だと云う事が出来ると云う事は、いわゆる公有水面埋立法については、先きの免許を得ないかぎりには絶対に実定だとは云えないんじゃないかと思う。

1 番～若しそう云う御見解であられますならば、私としてもこの点について充分なる根きよはもっておりませんが、市町村の施行する埋立事業と云うのは、直接公益事業に關連して参りますので、そう云つた手続上の手ぬかりがない様に御配慮して戴きまして、1日も早く出来得ればこの問題は別個の形でも進められまして早急に具体化して戴きます様に御要望申し上げます。

5 番～關連して質問致します。去つた9月の定例会におきまして、私の質問に対する建設課長の答弁で、この12月に政府に対して申請をするマスタープランは、議会の答申を得たあとの計画そのまま申請すると云うふうな答弁をされましたが、今日現在において、更に同じことを確かめます。答弁して下さい。この通りやはり答弁した通り出されますか

建設課長～現在、現在の状態では計画通り出します。前のあの場合と同じ内容です。

5 番～先きの質問で確認されました、いわゆる今月いつはいに、今月中に認可申請手続をやる、これは間違いないですね、

建設課長～そうです。

5 番～そこで今月認可申請の手続をやる、その計画ですね、マスタープランですね、このマスタープランそのものは議会に諮問をかけて、そしてその通り答申をした、あの計画そのものですか、去つた9月の議会で私が質問致しました場合には、そのままの計画を申請すると云うふうな答弁されましたが今の答弁もそのまま申請すると云う事ですね、

建設課長～はいそうです。

5 番～念のために確かめます。マスタープランの中に公有水面の埋立計画は議会に諮問をかけた場合には、圖面までやはり添付されておりましたあの圖面には線をもつて区画されております。あの圖面はそのままですか、変更はないですか、今の議会の答申を得た計画をそのまま提出されると云う答弁がありました。その中の1部、いわゆる埋立計画のあの圖面にあつた区画で、変更がなければあれもそのままとなる訳です。

建設課長～埋立の区域の場合は、去つた6月頃中野技官がこちらに見えた時に指導を受けまして、そして一部変更があります。

市長～政府において、そのどう云うプランがあると云う事で配慮は出来ると思いますが、これが法的に絶対に有力だと云う事が出来ると云う事は、いわゆる公有水面埋立法については、先きの免許を得ないかぎりには絶対に安定だとは云えないんじゃないかと思う。

1 番～若しそう云う御見解であれば、私としてもこの点について、充分なる根きよはもっておりませんが、市町村の施行する埋立事業と云うのは、直接公益事業に関連して参りますので、そう云つた手続上の手ぬかりがない様に御配慮して載きまして、1日も早く出来ればこの問題は別個の形でも進められまして早急に具体化して載きまます様に御要望申し上げます。

5 番～関連して質問致します。去つた9月の定例会におきまして、私の質問に対する建設課長の答弁で、この12月に政府に対して申請をするマスタープランは、議会の答申を得たあの計画そのまま申請すると云うような答弁をされましたが、今日現在において、更に同じことを確かめます。答弁して下さい。この通りやはり答弁した通り出されますか

建設課長～現在、現在の状態では計画通り出します。前のあの場合と同じ内容です。

5 番～先きの質問で確認されました、いわゆる今月いつばいに、今月中に認可申請手続をやる、これは間違いないですね、

建設課長～そうです。

5 番～そこで今月認可申請の手続をやる、その計画ですね、マスタープランですね、このマスタープランそのものは議会に諮問をかけて、そしてその通り答申をした、あの計画そのものですか、去つた9月の議会で私が質問致しました場合には、そのままの計画を申請すると云うふうに答弁されましたが今の答弁もそのまま申請すると云う事ですね、

建設課長～はいそうです。

5 番～念のために確かめます。マスタープランの中に公有水面の埋立計画は議会に諮問をかけた場合には、図面までやはり添付されておりましたあの図面には線をもつて区画されております。あの図面はそのままですか、変更はないですか、今の議会の答申を得た計画をそのまま提出されると云う答弁がありました。その中の1部、いわゆる埋立計画のあの図面にあつた区画ですね、変更がなければあれもそのままとなる訳です。

建設課長～埋立の区域の場合は、去つた6月頃中野技官がこちらに見えた時に指導を受けまして、そして一部変更があります。

5 番～今2分間位前ですよ、大体2分間位前ですわね。申請すると云うふうにはあれ  
 議会の答申を得た計画、あの計画をそのまま申請する云うふうには、それが  
 答申を去つた9月の会、議においでさう答申が、とすると、具体的に私が  
 をかめた後、現在もその計画の申請の答申を一部分についで、具どう云う事  
 も経過しない場合は、一部計画の変更がある、それはどう云う事  
 質問をした場合には、一部計画の変更がある、それはどう云う事  
 質問をした場合には、一部計画の変更がある、それはどう云う事

建設課長～これは、

5 番～ないと云うことと、あると云うことと、天と地の差がありますからね  
 どちらを取れば良いですか、

建設課長～そう云う意味ではなくして、これがですね埋立そのものの本質は変  
 らん訳であります。

5 番～私は質の問題を全然聞いておりません。

建設課長～我々の考えている計画は、埋立と云う場合に一部の形質の変更こう  
 云うものは練の入れぐあいですが、これがいく分か変わると云  
 だけであります。

5 番～先程休憩の時間において、宮城議員から質問者がわかる様に専門用語  
 はわかる様に、説明して、お願いしたいと云う要領がありましたが、計  
 私の質問はつきりして、私のこの質問は、と云うと、計  
 会の答申を得た計画をそのまま申請されるか、と云うと、計  
 後、更に念のため、一部計画の変更がある、これは私が計  
 変更はないと云うあなたの答申を、そのまま信頼して、座つた場  
 後の一部の計画の変更がある、と云うことは、知らなかつた事  
 ですね。

建設課長～今の答申の中でお呼び申し上げますが、いく分か変更があると云  
 う意味は、

5 番～とにかく1センチだろうが2センチだろうが、そこに変更があると云  
 う今事案があれば一部分だろうが大部分だろうが、それは変更とは  
 りはないはずであります。私の質問の趣旨も変更がないか、と云う趣  
 意であります。それに対して変更があれば一部分だろうが大部分  
 あるならあると云うふうには、事案に基づいて答申すべきものが、あな  
 の質問であります。たとへば一部分だろうが、あるのにならぬ、と云  
 答申は、どう云う意味ですか、議会では、これは、しかも現  
 している私自信に対する悔辱ですか、

5 番～今2分間位前ですよ、大体2分間位前ですね。

議会の答申を得た計画、あの計画をそのまま申請すると云うふうに今答弁を、去つた9月の会議においてもそう云う答弁があつたし、それを確かめた処、現在もそう云う答弁をされました、とすると2、3分も経過しない後にその計画の中の或る一部分について、具体的に私が質問をした場合には、一部計画の変更があると、それはどう云う事ですか、

建設課長～これは、

5 番～ないと云うことと、あると云うことと、天と地の差がありますからねどちらを取れば良いですか、

建設課長～そう云う意味ではなくして、これがですね埋立そのものの本質は変らん訳であります。

5 番～私は質の問題を全然聞いておりません。

建設課長～我々の考えている計画は、埋立と云う場合に一部の形質の変更と云うものは線の入れやあいではありますが、これがいく分か変ると云うだけであります。

5 番～先程休憩の時間において、宮城議員から質問者がわかる様に専門用語はわかる様に書いて説明してもらいたいと云う要望がありました。私の質問ははつきりしております。私のこの質問はですよ、計画は議会の諮問を得た計画そのまま申請されますかと云うとそのままと、後に更に念を確かめたら一部計画の変更があると、これは私が計画の変更はないと云うあなたの答弁をそのまま信頼して座つた場合には、後の一部変更の計画があると云うことは知らなかつた事になるのですね。

建設課長～今の答弁の中でおわび申し上げますが、いく分か変更があると云う意味は、

5 番～とにかく1センチだろうが2センチだろうが、そこに変更があると云う今事実があれば一部分だろうが大部分だろうが、それは変更には変更はないはずであります。私の質問の趣旨も変更がないかと云う趣旨であります。それに対して変更があれば一部分だろうが大部分だろうがあるならあると云うふうに事実に基づいて答弁すべきものが、あなたの義務であります。たとへば一部だろうが、あるのにないと云う様な答弁はどう云う意味ですか、議会ですかこれは、しかも現に質問している私自信に対するは、ですか、

建設課長～都市計画の場合は、普通小さい図面で変更しますので、それで実際の場合とは、場合によつてはかけはなれた位置に来る場合もあると云いますのは非常におおまかです。  
これをこまかく一分一リンと云うことは、これは出来ない訳であります。

5 番～私の説明はですね建設課長、小さい事を具体的にどう云うふうに、どうしてああしてと云うように変更する事を説明して呉れと云うんじゃないですよ。計画の変更があるか、ないかと云う単純な問題なんです。これはその単純な問題に対する答弁で、焦点を反れる様な答弁はつつしんでもらいたい。そこで今の処、じやもう一度確かめますが一部分の、いわゆる変更埋立計画地に関してですね、それではその埋立計画以外の地域において変更はありませんか。

建設課長～以外じゃないんです。現在埋立の申請をしようとする部分に対して変更がある訳であります。

5 番～ですから今はそのあなたの答弁はそこはわかりました。更にその埋立予定地の地域がありますね、その地域以外の場所で、すでに議会の答申を得た計画になかつた処の追加、その他の変更がありますか、ないかを私はたずねております。埋立予定地域の件で今質疑応答をいたしましたね、その地域以外の場所です、議会の答申を得たあの計画に変更を加えると云うふうな構想、或は加えて申請すると云うふうなことがあるか、ないかその辺を確かめています。

建設課長～それはありません。

5 番～ないんですか。

建設課長～はい。

5 番～もう一度確かめます。ないんですか。

建設課長～ないんです。

5 番～私1個人が公有水面の埋立申請をしている場所があります。知つておりますね。

建設課長～知つております。

5 番～あの場所に道路を作る計画の追加変更はありませんか。

建設課長～追加変更する積りであります。

建設課長～都市計画の場合は、普通小さい図面で表示しますので、それが実際の場合とは、場合によつてはかけはなれた位置に来る場合もあると云いますのは、非常におおまかでありませぬ。  
これをこまかく一分一リツと云うことは、これは出来ない訳であります。

5 番～私の説明はですわ建設課長、小さい事を具体的にどう云うふうに、こうしてああしてと云うふうに変更する事を説明して呉れと云うんじやないですや。計画の変更があるか、ないかと云う単純な問題なんです。これはその単純な問題に対する答弁で、焦点を反れる様な答弁はつづしんでもらいたい。そこで今の処、じやもう一度確かめますが一部分の、いわゆる変更埋立計画地に関してですわ、それではその埋立計画以外の地域において変更はありませぬか、

建設課長～以外じやないんです。現在埋立の申請をしようとする部分に対して変更がある訳であります。

5 番～ですから今はそのあなたの答弁はそこはわかりました。更にその埋立予定地の地域がありますわ、その地域以外の場所です、すでに議会の答申を得た計画になかつた処の追加、その他の変更がありますか、ないかを私はたずねております。埋立予定地域の件で今質疑応答をしましたわ、その地域以外の場所ですわ、議会の答申を得たあの計画に変更を加えると云うふうな構想、或は加えて申請すると云うふうなことがあるか、ないかその辺を確かめています。

建設課長～それはありません。

5 番～ないんですか。

建設課長～はい。

5 番～もう一度確かめます。ないんですか。

建設課長～ないんです。

5 番～私1個人が公有水面の埋立申請をしている場所があります。知つておりますわ、

建設課長～知つております。

5 番～あの場所に道路を作る計画の追加変更はありませぬか。

建設課長～追加変更する積りであります。

5 番～おかしいですね。

建設課長～これはこの、

5 番～今先済なはないと云つたじゃないですか。

建設課長～現在の申請については、道路の計画は入れてないです。

5 番～申請には、

建設課長～しかし後目これが、

5 番～私は後目のことは聞いておりません。私の質問に関する範囲内だけで結構ですから、来周今度申請する計画書には追加はない訳ですか、

建設課長～はい。

5 番～先程の一部分と云うような説明でありましたが、独立予定地ですね、その一部分の変更する必要はどう云う理由ですか、

建設課長～これは施行する場合に彼をよけようとする考え方から施行のかつてが変つて行く訳であります。工事の仕上げ、

5 番～施行上から技術的の立場からその独立の区域の変更をやる訳ですな、

建設課長～はい。

5 番～その変更の理由はそれ以外にはない訳ですな。

建設課長～はいそれ以外にはない。

5 番～はいよくわかりました。

4 番～この問題は早急にやるべき問題でありますので、1件だけ注文しておきます。直営すると云うようにして1貫して、その線を進められつつありますが、直営にした場合に採算性を充分検討しなければなりませんので、その地域の独立後の地価と、それからその坪当りの掘削、それからその場合水深何メートルまではどの程度の経費と云うようにして次のその問題を検討するまでに資料を充分整えてもらいたいと思ひます。

課長～進行致します。次は3番の天久議員に質問を願います。

5 番～おかしいですね。

建設課長～これはこの、

5 番～今先あなたはないと云つたじやないですか。

建設課長～現在の申請については、道路の計画は入れてないです。

5 番～申請には、

建設課長～しかし後目これが、

5 番～私は後目のことは聞いておりません。私の質問に関する範囲内だけで結構ですから、結局今度申請する計画書には追加はない訳ですか。

建設課長～はい。

5 番～先程の一部分と云うような説明でありましたが、埋立予定地ですね、その一部分の変更する必要はどう云う理由ですか。

建設課長～これは施行する場合に波をよけようと云う考え方から施行のかつこが変つて行く訳であります。工事のし上げ、

5 番～施行上から技術的の立場からその埋立の区域の変更をやる訳ですな。

建設課長～はい。

5 番～その変更の理由はそれ以外にはない訳ですな。

建設課長～はいそれ以外にはない。

5 番～はいよくわかりました。

4 番～この問題は早急にやるべき問題でありますので、1件だけ注文しておきます。直営すると云うふうにして1貫して、その線で進められつつありますが、直営にした場合に採算性を充分検討しなければなりませんので、その地域の埋立後の地価と、それからその坪当りの揭示、それからその場合水深何メートルまではどの程度の経費と云うふうにして次のその問題を検討するまでに資料を充分整えてもらいたいと思います。

議長～進行致します。次は3番の天久議員に質問を願います。



3 番～私の質問の番になつております。1 番目の機構改革と陳容の配置変更をなされ、感じられた点を受けたいと云うことでございまして、先き建設課の問題で、ずっとそこにふれた訳であります。機構改革の実施に当りまして、一応は道にのつおる訳であります。改革後市長と致しまして云う面は非常に良かったが、こう云う面は是非改めたいとか、或は拡充したいと云う様な、その後のお考えがあると思っておりますので、それを受けたいと思つております。

市長～只今の御質問、1 番さんの3 番の間にも関連すると思つておりますが、改革業務に悪くなつたと云う点は別に考えられませんが、課も立し、それから各課においての係長制度をとつて、やつている事は自分の担当、いわゆる持前はつきりして皆ながいはげみが出来る様にしようと思つております。しかし未だこれ以外にも、この所についてはまかしてありますので、今後ともそれについては、たえず検討を加えて行きたいと思つております。いずれにしても現在の所、教年前の5、6 倍にもふえておりますけれども、それでも未だ手不足を感じる様な状態にあります。先きの建設課の場合の御要望にもあります様に出来るだけ仕事を進めるには、陳容を整えなければ、それが願う様に行きませんので、今後と定員についても、良く検討して行きたいと思つております。

1 番～私の3 番の質問と関連致しますので、質問致します。機構改革をまあ機構の面を強化して、市政をより一層高めると云う意味で企画室と云うものを最初の案でもつておられた様であります。議会の意志によつて、じやつかん修正されております。この機構改革について市長が現在この役所機構を推進して行く上において、当初の案が変つたために何か支障を感じた点があるかどうか、それについてお伺い致します。

市長～企画室を独立させたいと、こう思つておりましたが、議会でも色々討議なされて、こちらとしても思つた様な所まで持つて行かなかつたので、ございまして、そこで総務課の中に特に企画をやつてもらう様な、いわゆるその他における係長級を課長に近い様な人々を各課に行つて、やるにそれになつて話し合が出来様な人を各課に行つて、その状況を調査し、そしてこちらに来て一に検討する様な方々を今職員の中にこれを参事となつておりますが、それでも今やつております。将来はそれが最も重要ないわゆる機関になりませんか、こう思つておりますが、先き申し上げた様に今の所未だおいて、そして仕事を始めたばかりでありますので、今後どう云う所に困る点が出て来るか、又これをどう変えたいと云う事については、今後ともたえず検討をして行きたいと思つております。

3 番～2 番目は済みましたから、3 番目の方で軍用地図内の地積測量はどうなつて居るのか、これは全般的に琉球政府の御援助で市内の地積測量を始められる様ですが、特にこの場合に非常にこの地主がわからん

所まで手を出して非常にそこに色々な問題が~~起~~起している様であります  
すが、特に軍用地内のかからん所、例へば~~滅失~~滅失地と申しますか、今ま  
で自分の土地を持つておつて帳簿上なかつた土地、こう云う面に対  
して本入が自分の部落であれば申請もやつてあるのだが、他部落にその  
土地を持つておるためにその申請の時期を失すると云う事も聞いてお  
りますが、隣り地主の承諾も得て出ず所、部落の区長でもわからんと  
云うし、そう云う面でもよつている住人もおられるが、一体どう云う  
ふうに市としては、それに対して~~新設~~新設並びに便宜を見ておられるか  
でずね、その点お聞かせ願いたい。

市 長～軍用地内の地積の測量は今政府でやつているその測量でも未だやられ  
おりません、今後その測量をどう云うふうにするかと云う事、これ  
は決定的な話ではないんですが、政府としても今検討で、こうしよ  
う、あましよう云う様な検討の段階でありますので、と申し上げま  
すのは、地主が今申請によつて、わかつても、実際そこに現形はな  
なつてしまつておりますので、どこでどう云う地形か、わからん様  
な所はどうしてもこれは区画整理みたいな、こうこう箇面の周辺は全部  
測量されておりますので、總面積は出て来ると思いますが、それでその  
申請によつて政府の方で、交換分合みたいなやつこうになるかと思  
いますが、それによつてこの各主の承認会で決定するんじゃないかと  
思つております、こまかい方法については、私も未だ聞いておりま  
せん。

3  
建設課長～建設課長にお聞きしたいんですが、その~~滅失~~滅失地です、従来そこに  
軍用地内に土地を持つて、この軍の小作料をもらつて居る人は、その  
地積或はそれで大体もらえらると思つて居るんですが、そこでその当時申請を、  
不在のために申請してないとか、そう云う面でも、すでに公簿上から消  
えた土地に対して申請はどこで受付ておるかです、その点本人から  
あつちを持つて行つて~~送~~送られるし、こつちを持つて行つても送られ  
ると云う状態で非常に困つて居る、これから我々の長く知つて居る大  
瀬名の戦隊です、そこでチヨリブン積方と云つて歴史上有名な古蹟  
のあれが居るわけですが、その地主自体が公簿上消えて居ると、この面  
みんな訂正されているが、我々も~~荒~~荒地も、子供の時長くそこに行つて  
わかつて居る又こうであつたと云うこともわかつて居る、地主でも  
認めて居る、その面であつて他部落につぶれ土地を持つておるために  
その区長さんに行つても相手にして呉れないと云う様に、非常に地主  
が困つて居りまして、どこに出して良いか、その点困つて居る訳で  
います、支管局の課長はどう云うふうに見れば良いですかです、  
どこでやつて居りますか一体。

市 長～測量になると建設課です、土地の所有者とか何になると云うと土地  
いわゆる財産の土地係になつて居ります。

所まで手を出して非常にそこに色々な問題が起している様であります。特に軍用地内のかからん所、例へば減地と申しますか、今まで自分の土地を持つておつて帳簿上なかつた土地、こう云う面に対して本入が自分の部落であれば申請もやつておるんだが、他部落にその土地を持つておるためにその申請の時期を失すると云う事も聞いておりますが、隣り地主の承諾も得て出ず所、部落の区長でもわからんと云うし、そう云う面をまよつて住んでおられるが、一体どう云うふうに市としては、それに対して併に便宜を見ておられるかですね、その点お聞かせ願いたい。

市長～軍用地内の地積の測量は今政府でやつているその測量でも未だやられおりません。今後その測量をどう云うふうにするかと云う事、これは決定的な話ではないんですが、政府としても今検討で、こうしよう、ああしよう云う様な検討の段階でありますので、と申し上げまなつてしまつておりますので、どこでどう云う地形か、わからん様な所はどうしてもこれは区画整理みたいな、こうこう箇面の周辺は全部測量されておりますので、総面積は出て来ると思ひます。それでその申請によつて政府の方で、交換分合みたいなやつこうになるかと思ひますが、それによつてこの各主の承認会で決定するんじゃないかと思うております。こまかい方法については、私も未だ聞いておりません。

建設課長～建設課長にお聞きしたいんですが、その減地ですね、従来そこに軍用地内に土地を持つて、この軍の小作料をもらつて居る人は、その地積或はそれで大体もらえと思ひますが、そこでその当時申請を、不在のために申請してないとか、そう云う面を、すでに公簿上から消えた土地に対して申請はどこで受付ておるかですね、その点本人からあつちを持つて行つてを返されるし、こつちを持つて行つても返されると云う状態で非常に困つて居る、これから我々の良く知つて居る大謝名の戦風ですね、そこでチヨウブン親方と云つて歴史上有名な古のあれが居るわけですが、その地主自体が公簿上消えて居ると、この面みんな訂正されているが、我々も地も、子供の時良くそこに行つてわかつておる又こうであつたと云うこともわかつて管理人、地主でも認めて居る、その面であつて他部落につぶれ土地を持つておるためにその区長さんに行つても相手にして呉れないと云う様に、非常に地主が困つておるして、どこに出して良いか、その点困つて居る訳でございます。主管局の課長はどう云うふうに処理すれば良いですかですねどこでやつておりますか一体。

市長～測量になると建設課です、土地の所有権とか何になると云うと土地いわゆる財政の土地係になつております。

3 番～しかし、土地係の軍用地係に行つたら、それは建設課でやつているから我々にはわからんと云つて突運えされ、その面はどこで取扱つておるか、

市長～軍用地係委員会で調査した事がありますが、これの解決はどこでやると云う事じやなしに一応これは裁判所の方に手続きし登録し、そしてその場合には周囲の地主のですね、

3 番～地主の承諾なんか全部もらつておる訳ですが、我々も又現在たる事案を戦前から認めておるし、どこに持つて行つて良いか、その担当課、課長の提出或はその土地調査の場合に出せば、大々出来るとう云う様な話しを聞いて、あつちこつち持歩いたらしいんですが、それが全然受付けて呉れないと、それがどう云う方法でやるか、その方法の問題ですね、その地主はまよつておる訳です、

市長～土地の調査の場合のいわゆる今まであつたんだけれどもない様な圖面になつてしまつた様な誤りゆゑの訂正と云うことになるはずですがねこれは今の異有地は出来るんですがね、軍用地内の境界、わからない様な所は、その土地調査の場合でもクイの打ようがない、又周囲の地主との、

3 番～政府でやる調査の目的が滅失地と申しますか、それの方をなくするための調査だと云う様な、初めは話しを聞いておりましたが、しかし、これが異有地までやられる現状ですね、そう云つた場合に、この際今度の土地調査の場合に申請すればできると云うような事の場合は又話は別ですが、そう云う面ですら定しておつたのが、どこに行つても取扱つて呉れないと云う面ですら非常に困つておると云う事案がありますが、これは市がやるべきものか或は、裁判所でやるべきものか、これははつきりしてもらいたいと思つておるんですが、

財政課長～土地係と良く話し合つて検討してみます、

3 番～その点より宜しくお願ひします、  
茲に移ります、宜野湾市の最高賃賃料は如何にして設定され注かとう云う様な質問でございます、これは、たしか1959年7月1日だと聞いています、立法第1号でその法が施行されて5年ごとに地価の更新をする云う法が出来たと思ひます、その点について7月1日から宜野湾市で公報で出ておつたと思ひますが、異有地はどうかでございませぬそれに対して軍用地の場合の賃賃をきめた場合に戦前の特殊地域においては、戦前の地域と、どう基準においてやつておるのか、戦後変わった状況はどうかでございませぬと思ひますが、それに対しては検討されなかつたかどうかその点お聞かせ願ひたい、

3 番～しかし、土地係の軍用地係に行つたら、それは建設課でやつているから我々はわからんと云つて~~ま~~遑えされて、その面はどこで取扱つておるか。

市長～軍用地委員会で調査した事はありますが、これの解決はどこでやると云う事じやなしに一応これは裁判所の方に手続きし登録し、そしてその場合には周囲の地主のですね、

3 番～地主の承諾なんか全部もらつておる訳ですが、我々も又現在たる事実を戦前から認めておるし、どこに持つて行つて良いか、その担当課、書類の提出或はその土地調査の場合に出せば、すぐ出来ると云う様な話しを聞いて、あつちこち持歩いたらしいんですが、それが全然受付けて呉れないと、それがどう云う方法でやるか、その方法の問題ですね、その地主はまよつておる訳です。

市長～土地の調査の場合のいわゆる今まであつたんだけれどもない様な凶面になつてしまつた様な誤りゆうの訂正と云うことになるはずですがねこれは今の民有地は出来るんですがね、軍用地内の境界、わからない様な所は、その土地調査の場合でもクイの打ようがない。又周囲の地主との。

3 番～政府でやる調査の目的が減~~地~~と申しますか、それの方をなくするための調査だと云う様な、初めは話しを聞いておりましたが、しかし、これが民有地までやられる現状ですね、そう云つた場合に、この際今度の土地調査の場合に申請すればできると云うような事の場合は又話は別ですが、そう云う面で予定しておつたのが、どこに行つても取合つて呉れないと云う面で非常に困つておると云う事実がありますが、これは市がやるべきものか或は、裁判所でやるべきものか、これははつきりしてもらいたいと思ふんですが、

財政課長～土地係と良く話し合つて検討してみます。

3 番～その点より宜しく願ひします。

次に移ります。宜野湾市の最高借賃料は如何にして設定されたかと云う様な質問でございます。これは、たしか1959年7月1日だと思ひます。立法第1号でその法が施行されて5ヶ年越に地価の更新をする云う法が出来たと思ひます。その点について7月1日から宜野湾市で公報で出ておつたと思ひますが、民有地はどうなつておるかですねそれに対して軍用地の場合の借賃をきめた場合に戦前の特殊地域においては、戦~~前~~の地域と、どう基準においてやつておるのか、戦後變つた状況は相当變つておると思ひますが、それに対しては検討されなかつたかどうかその点お聞かせ願ひたい。

市長～この御質問はたしかに最高借賃安定法の設定と思えますが、これは政府に土地評価委員会と云うのがありまして、それには、貸方、借方、或は学識経験者とか或は市町村長の代表、議会の代表とか、そう云うふうな方法がこう集まつて委員が構成されておりました、そして今のようなおつしやる様な所も又、ずつと調査をまわつても調査も終つて決定されたところ思つております。

3 番～たしかにこれは安定委員と云うのがありまして、12名かの委員がおられると思つて、その資料事案は市町村が出しておられると思つて、資料を出された根拠をよすね、どこに通じて、資料を出されたか、戦前の特殊地域の姿は見ましたが、軍用地の特殊地域と指定されている地域が、戦前の特殊地域がその姿にのつていて、戦後相当変つております。その部分においては市から資料を出してまいりかどうか、その点です。

市長～この關係の方にも何かこれを定めるための資料として、出されてゐると、別に資料としては出してないが、ここをめぐつて来られて、前の色々等級査定比較起算のものはさらんになつたと云う事を聞いて、

3 番～じゃ農有地では特殊地域はない訳ですか、ありますか、軍用地内では宜野湾の何原ですか、普天間の何原ですか、普天間の前筋原と後原と石川原の一部ですね、それに地番も登録にのつていて、宜野湾においては、ダバダ馬々下原とか、前原、東原、宜野湾原との各一部と云うふうになつてゐるが、その地域においては、戦前にも非常に繁華街で良かったかも知らんが、戦後はそう云う状況がなくなつて、ああ云う地帯における地価においては、相当高くなつてゐる云う様な現状であるが、この資料自体はどこから出たかですね、戦後においては特殊地域の選出農有地の選出の資料の提出はどこでやつたか。

市長～前の軍用地の特殊地域はどこまで、

3 番～いや軍用地では、どう云う所ですね、戦前は相当たしかに、良かったかも知らん、しかし戦後になつて相当土権の利用が衰へまして、それ以外に相当効果のある土地があるんじゃないかと、軍用地以外で、農有地に関してです、借賃安定法で農有地で特殊地域があるかどうかですね、宜野湾においては、軍用地の方はそれがあるんだが、しかし軍用地においてもその軍が、接収したその当時、戦後の時を起すかも知らんが、しかしこれ5年以内に更新するものであるのだから5年以内には相当大きな地価の騰貴が部分的にあると思つて、永久にこれだけの部分が軍用地であるか、これは仮らぬ借賃のものであるか、その点をお聞かせ願います。

市長～この御質問はたしかに最高借賃安定法の設定と思いますが、これは政府に土地評価委員会と云うのがありまして、それには、貸方、借方、或は常職経験者とか或は市町村長の代表、議会の代表とか、そう云うふうな方法がこう集まって委員が構成されておりまして、そして今の様なおつしやる様な所も又、ずつと現地をまわつても調査も終つて決定されたところ思つております。

3 番～たしかにこれは安定委員と云うのがありまして、12名かの委員がおられると思いますがその資料事態は市町村が出しておられると思いますが、資料を出された根きよです、どこに通じて、資料を出されたか、戦前の特殊地域の姿は見ましたが、軍用地の特殊地域と指定されている地域が、戦前の特殊地域がその姿にのつている様であつて、戦後相当変つております。その部分においては市から資料を出してないかどうか、その点です。

市長～この前係の方にも何かこれを決めるための資料として、出されていると、別に資料としては出してないが、ここにめぐつて来られて、前の色々等級査定比較起算のものはごらんになつたと云う事を聞いて、

3 番～じや民有地では特殊地域はない訳ですか、ありますか、軍用地内では宜野湾の何原ですか、普天間の何原ですか、あ、普天間の前原と後原と石川原の一部です、それに地番も公報にのつている様うですが宜野湾においては、ヌバダダ馬々下原とか、前原、東原、宜野湾原との各一部と云うふうになつておるが、その地域においては、戦前たしかに非常に繁華街で良かったかも知らんが、戦後はそう云う状況が變つて、ああ云う地帯における地価においては、相当高くなつていと云う様な現状であるが、この資料自体はどこから出たかです、戦後においては特殊地域の遷出民有地の遷出の資料の提出はどこでやつたか。

市長～前の軍用地の特殊地域はどこどこで、

3 番～いや軍用地では、どう云う所です、戦前は相当たしかに、良かったかも知らん。しかし戦後になつて相当土地の利用が變りまして、それ以外に相当効果のある土地があるんじゃないかと、軍用地以外で民有地に関してです、借賃安定法で民有地で特殊地域があるかどうかです、宜野湾においてです、軍用地の方はそれがあるんだが、しかし軍用地においてもその軍が、接収したその当時、終戦後の時を起点としているかも知れませんが、その当時はたしかにそうだつたかも知らんが、し、これを5年越に更新するものである、たしかに5年越には相当大きな地価の變更が部分的にあると思うんですが、永久にこれはその部が都市地域であるかです、これは変らぬ性質のものであるか、その点をお聞かせ願います。

市長～良く知らないですが、異種地では特殊地域があるとは聞いておりませんが、

3番～聞いてないんですか、

市長～はい、例えば、宅地ですね、異種地でそこで築街になつた様な所はそこに自然その市町村の1等の宅地として認められておると思いますがね、

3番～民用地内にある特殊地域と云うのは、その当時の59年ですか、59年当時のその市の市で調査した市において調査したものを基準にしておるのかですね、向こうの委員会独自でそれを出したもんであるかですね、

市長～これは軍用地の特殊地域を決める場合には、どうどう云う所が、どんな所であつたか、どう云う所は特別扱いするからと云うのでその資料はご自分でしらべておると思いますが、異種地の場合の特殊地域と云うのは、今あるとは聞いておらんですが、異種地はずつと1等2等でしたね、

議長～暫く休憩致します。(午後3時44分)

議長～再開致します。(午後3時45分)

3番～助産さんから申説明がありましたが、借賃決定法で大体の今まで2等までだつたのが、5等まで宜野湾は決められたと、その5等まで決める所の査定はと、云うのはどう云うふうになされたかですね、これは来年、59年迄に更新して、本年においては4月1日から実施される様になつておりますが、宜野湾においてやつておられるかどうかですね

市長～これは査定のとまかい査定方法については、委員会でも良くわかりませんが、それをする前にですね、各市町村はどこは何段階で良いですかと依りふうな段階、2段階で良いか、3段階で、5段階減は、

3番～要請がありましたが、私は出来るだけ宜野湾市はとまかい段階を減やして下さいと云うてとは申し上げましたが、その査定については、

3番～査定委員会では、未だ設定されておらずと云うことですか、

市長～政府の方で、

3番～いや宜野湾のこの5等まで範囲の幅を縮小される場合ですね、

市長～評価委員ですね、

市長～良く知らないですが、民有地では特殊地域があるとは聞いておりませんが、

3 番～聞いてないんですか、

市長～はい、例えば、宅地ですね、民有地でそこで繁華街になつた様な所はそこに自然その市町村の1等の宅地として認められておると思いますがね、

3 番～民用地内にある特殊地域と云うのは、その当時の59年ですか、59年当時のその時の市で調査した市において調査したものを基準にしておるのかですね、向こうの委員会独自でそれを出したもんであるかですね。

市長～これは軍用地の特殊地域を決める場合には、どうどう云う所が、どんな所であつたか、こう云う所は特別扱いするからと云うのでその資料はこちだからもらつておると思いますが、民有地の場合の特殊地域と云うのは、今あるとは聞いておらんですが、民有地はずつと1等2等でしたね。

議長～暫く休憩致します。(午後3時44分)

議長～再開致します。(午後3時45分)

3 番～助役さんからの説明がありましたが、借賃安定法で大体の今まで2等までだつたのが、5等まで宜野湾は決められたと、その5等まで決める所の査定はと、云うのはどう云うふうにされたかですね、これは来年、5ヶ年繰りに更新して、本年においては4月1日から実施される様になつておりますが、宜野湾においてやつておられるかどうかですね

市長～これは査定のとまかい査定方法については、委員会で私も良くわかりませんが、それをする前にですね、各市町村はどこは何段階で良いですかと云うふうな段階、2段階で良いか、3段階で、5段階或は、要望がありましたが、私は出来るだけ宜野湾市はとまかい段階をふやして下さいと云うことは申し上げましたが、その査定については。

3 番～査定委員会では、未だ設定されてないと云うことですか。

市長～政府の方で。

3 番～いや宜野湾のこの5等まで範囲の各種目を獲得される場合ですね。

市長～評価委員ですね。

3 番～評価委員じゃないでしょう、最高養魚査定委員ですか、これは。

市長～これは等級査定委員の。

3 番～その等級査定委員は市町村長が任命する様になつておるはずですが、これは7月1日から法は施行されておりますが当届のじやそう云うのが是非法的にも査定する見通しが下される見通しについていますか。

議長～暫く休憩致します。(午後3時47分)

議長～再開致します。(午後3時54分)

3 番～次に5番でございますが、埋立事業外に専業に対する市長の施策を問うと云うことでありますが、先から各議員から埋立問題について質問があつて相当市長にその点についてお聞きしたい事があります。先きの16番の質問に対する市長の答弁で漁業をやるより埋立をした方が良いと云う決論が出されておると云う事で私は解しやくをして居りますが、これに対してそう解しやくもてよろしゅうございませうか。

市長～いわゆる、はい今の様本アサリですね、海岸、近海の漁業をやるよりは、遠洋漁業と云うふうに別に埋立とも関係のない様本事であれば、それは別の港湾の問題になると思ひますが、

3 番～それについて、それに決論を出される前に相当調査もなされたと思ひますが、今アサリ漁業者が何名、専業者があつて、それでアサリの漁業者が何名あつて何時どの位そこに従事、どの位利益があるかと云う調査をなされておりますか。

市長～はい。

3 番～前の議会でも水産組合を書類を提出しておるので一応市としてもそれを指導育成してきたが、将来宜野湾市が埋立事業をやる場合にこれこれの材料に良く指導してやるべきだと云う様な、これは休憩申であつたと思ひますが、そう云う様な要綱をしておつたと記憶しておりますが、市長さんの先きの答弁から見た場合には、水産組合の育成も全然考へてないし、又そう云う面を考慮してないと云う様な答弁でありましたがそう云う解しやくでよろしいですか。

市長～市としては、別に水産組合を作ると云う事は全然持つておりません。只個人の人々が作りたう話ば前から聞いておりますが、これにつきましても自分の生産物を組合を作つて上げるならば良いんだが、漁業権、いわゆる漁業権の設定で持つて地権を獲得してからに将来埋立の地域における所の補償でもと云うふうな考へであつたら、これは

3 番～評価委員じゃないでしょう、最高借賃安定委員ですか、これは。

市 長～これは等級査定委員の。

3 番～その等級査定委員は市町村長が任命する様になつておるはずですが、これは7月1日から法は施行されておりますが当局のじゃそう云うのが是非法的にも査定する見透しが下される見透しついでいますか。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時47分)

議 長～再開致します。(午後3時54分)

3 番～次に5番でございますが、埋立事業外に漁業に対する市長の施策を問うと云うことでありますが、先から各議員から埋立問題について質問があつて相当市長にその点についてお聞きしたい事があります。先きの16番の質問に対する市長の答弁で漁業をやるより埋立をした方が良いと云う決論が出されておると云う事で私は解しやくをして居りますか、これに対してそう解しやくまでよろしゅうございますか。

市 長～いわゆる、はい今の様なアサリですね、海岸、近海の漁業をやるよりは、遠洋漁業と云うふうに別に埋立とも関係のない様な事であれば、それは別の港湾の問題になると思いますが、

3 番～それについて、それに決論を出される前に相当調査もなされたと思ひますが、今アサリ漁業者が何名、専業者がおつて、それでアサリの漁業者が何名あつて常時どの位そこに従事、どの位い収益があるかと云う調査をなされておりますか。

市 長～はい。

3 番～前の議会でも水産組合を書類を提出しておるので一応市としてもそれを指導育成してきたが、将来宜野湾市が埋立事業をやる場合にこれこれの材料に良く指導してやるべきだと云う様な、これは休憩中であつたと思ひますが、そう云う様な要望をしておつたと記憶しておりますが、市長さんの先きの答弁から見た場合には、水産組合の育成も全然考えてないし、又そう云う面を考慮してないと云う様な答弁でありましたがそう云う解しやくでよろしいですか。

市 長～市としては、別に水産組合を作ると云う何は全然持つておりません。只個人の人々が作りたいと云う話は前から聞いておりますが、これにつきましても自分の生産物を組合を作つて上げるならば良いんだが、漁業権、いわゆる漁業権の設定で持つて地域を獲得してからに将来埋立の地域における所の補償でもと云うふうな考えであつたら、これは



このましくないと、これは又皆様の部落で集りがあつた場合も私はその点を強調した覚えです。

3 番～その点は良くわかりますが、資料は来ておりますか。

経済課長～資料につきましては、私の方からこれは、水産業者から依頼して求めた資料でございます。漁業従事者が103名になつております。それでその内の専業が64名、兼業が39名になつております。専業の仕事の漁業の内容は立網業が25名、アサリがえ20名、はいなわ1本つりが19名、それから兼業の方は、イザリ業が21名、はいなわ1本つりが18名となつております。

3 番～それだけの業者がおりますが、実際に申旨と事実とを大体調査されたか、資料に基づいての決論であるかですね。単なる事実に一応事実がこう云う収益があがるから或は全然あがらんから、これは水産業であるからこうした方が良く云う様な決論であるかですね、これは資料による決論か、それとも事実を見て、或は調査されての決論であるのか。

市長～私の何は別に私の色々聞いた範囲であつて実際数字的な数字を調べているわけじゃありません。それから話し合は、これは課長とも埋立ての市の発展に対する経済面のうらおいと云う事と、今の近海漁業での市の経済面におよぼす発展と云う事は、どちらが大きいと云うことが概念と云いますか、それには、大げさのねらいでありまして、実際の数字いわゆる今のアサリ具で年取いくら上げる。それから埋立の場合に埋立て、この土地がいくらして、年取いくら上ると今後の何と云いますか、見積り計算の数字を上げての考え方ではありません。

3 番～埋立した場合に坪当り将来どの位そこに市に対して取入があるか、市民に対して恵を欲するかですね。未だ現在今アサリ業、アサリ業においては埋立しても、その方で埋立外の所で業は出来ると思いますが、問題はアサリ業だと思いますが、アサリ業だけで現在38名かの業者専業者がおります。それで1人当り収益が120～130千円位毎日ある。それが1ヶ月に2日位しかとれないらしい。後はほとんど毎日でも取れる状態だと、そうなつた場合に1日約50\$か100\$位ある。現に97才87才のおばあさんでも1\$50セントずつ毎日そこから上げて生活しておられると云う。本当の現実の現状があるんですけどね、そこにおいて埋立をする場合に、その地域を埋立て、どの位の収益が上がるか、或は現在その地域を残して別個にその部分だけ今相当アサリ具がある部分だけ費して、そこから毎日上がる収益とそのバランスを計算しての、確かにそれよりは埋立の方が良いと云う様な結論によつて漁業をやるよりは埋立の方が良いと云う決論が生

れて来ておるかですね、その点について

市長～繰かえして申し上げますと、私のこの趣立が良いと云う事は、これは実際の際の数字をつかまえておりません。何んと言つても、今おつしやる様に趣立をしてもその外部でやると云うことであらば、結構であります。趣立を全然こう趣立やるとなれば補償しなければいかんと云うふうなかつこうになると云うと、困ると云う事でありまして、又私の概念では、アサリを業でそこからアサリを取るよりは趣立でその土地を賃つた方が有利と云うことを、概念で申し上げている。

3番～じや市長さんにお伺いしますが、水産組合が出来て権利を取得した場合には、補償しなければいかんとか、それ以外は、いくらそこで生活して来たとおつても知らんふりで補償も、いくらせんで良いと云う様な考えがございまして、今の考えがどうなんでしょうか、補償しなければいかんと、組合が出来たといかんと云う事とございまして、現在、現実にして、そこで生活をいともなしておる方が相当おられると、それにおいて組合が出来れば補償もなしなければいかん。出来れば補償の必要はないと云う様な事を、私解しやすくしておりますが、そう解しやすくしてよろしいですか。

市長～今の質問は確かに組合が出来れば補償を出さなければいかんと、出来なければ補償金は出さなくても良いかと云う何でありますか。

3番～はい。

市長～これは法的には別に出さなくても良い様になるんじゃないかと思うので、所が若しやそこに市長がそのために生活困窮になる様な事もあると云うふうな場合に、これは別の方法として、いわゆる福祉関係、さう云うふうな困窮者に対してはこの面でのいわゆる人権としてやるべきであると思っております。

3番～それは人情論としての事でございしますか。

市長～はい。

3番～じやわかりました。

市長～若し年よりなんかですね、今までそれでやつておつたんだが、生活出来ないと言ふ事であれば、いわゆる福祉事業みたいなもんですね、これを救済するとか。

3番～私の水産組合の始めから大体世話して事業も良くわかりますが、市長さんに対しても、政府の方からの指示も伝えたいと思っておりますが、政府としては隣組合が不振組合で、それに対してある程度合併をして向こうの漁業と合併をした方がいいんじゃないかと云う様な示サがあり、又組合員自体

れて来ておるかですね、その点について

市長～繰かえして申し上げますと、私のこの埋立が良いと云う事は、これは實際の数字をつかまえておりません。何んと云つても、今おつしやる様に埋立をしてもその外部でやると云うことであれば、結構であります。只埋立を全然こう埋立やるならば補償しなければいかんと云うふうなかつこうになると云うと、困ると云う事でありまして、又私の概念では、アサリ業でそこからアサリを取るよりは埋立てその土地を使つた方が有利と云うことを、概念で申し上げている。

3 番～じゃ市長さんにお伺いしますが、水産組合が出来て権利を取得した場合には、補償しなければいかんとか、それ以外は、いくらそこで生活しておつても知らんふりで補償も、いくらもせんでも良いと云う様なお考えがですね、今の考えがですね、補償しなければいかんと、組合が出来たいかんと云う事でございしますが、現在、現実として、そこで生活をいともなんでおる方々が相当おられると、それにおいて組合が出来れば補償もしなければいかん。出来上がれば補償の必要はないと云う様な事を、私解しやくしておりますが、そう解しやくしてよろしいですか。

市長～今の質問は確かに組合が出来れば補償を出さなければいかんと、出来れば補償金は出さなくても良いかと云う何でありますか。

3 番～はい。

市長～これは法的には別に出さなくても良い様になるんじゃないかと思うのであります。所が若しやそこに市民がそのために生活困きゆうになる様な事にもあつた場合には、これは別の方法として、いわゆる福祉関係、こう云うふうに困る人に対してはこの面でのいわゆる人情としてやるべきであると思ひます。

3 番～それは人情論としての事でございますか。

市長～はい。

3 番～じゃわかりました。

市長～若し年よりなんかですね、今までそれでやつておつたんだが、生活出来ないと云う事であれば、いわゆる福祉事業みたいなもんでですね、これを救済するとか。

3 番～私の水産組合の始めから大体世話して事業も良くわかりますが、市長さんに対しても、政府の方からの指示も伝えたいと思ひますが、政府としては隣組合が不振組合で、それに対してある程度合併をして向こうの漁業と合併をした方がいいじゃないかと云う様な示サがあり、又組合員自体

も、それ自体が早く設営出来るからいんじやないかと権利を獲得出来る  
からいんじやないか云う様な一部の連中もおつたのでありますが、な  
これは万一そう云う事になつた場合には、市の将来の埋立事業に大き  
支障を来すと思はれましても市の組合員として言つて、そして市の計  
がある場合には、それに喜んで努力すると言つて、行ってみたいと思  
う面でも努力したものであります。市長さんが今の様にしてその必要  
生れると、現存して、そこで生活している者がおつてそれはその時点に  
ならんとわからんと云う事でありまますなら、我々としては一応その  
政府の示すの様に済ませたいと思つては、そうした場合には同等な組  
合に対して降りる組合は、すでに出来ているとして我々が合併する  
によつて、すぐ一挙にも出来ると云う段階に来ておりますが、そうし  
て指導してよろしゅうございませうか。

市長～それは貴方のお考えによるものであると思つては、市としては埋立事  
業に支障のない様にしてみたいと云う事を申し上げたのであり  
ます。

3 番～だから市はですね、そこに埋立をして、果してこの現在にアサリ業をや  
つていより市のプラスになるか、或はそう云うことをぬきにして将来  
世論が埋立したいと云うから、埋立しようとする様な考えであるかです  
ね、やつた方が住民の大きなバランスに立つて、その事業を将来アサリ  
業をさせてですね、やつた方が住民の大きなプラスになると云う様な検  
討をせんで、只計画だからやると云う面でも笑話された場合には結局そこ  
において大きな考えの違ひが出て来る訳ですが、逐次その事についてで  
すね、果して埋立した方が、その地域です、地域にはアサリを取つて  
いる地域が埋立した方が将来市としての市民のプラスになるか、或は現  
在の様にアサリ業をやるが、その地域だけさせた方が住民の利益に  
なるかと云う事を検討は全然ぬきにしてですか、

市長～検討して只その数字に現れてないと云うだけでありまして、その検討は  
やつている。

3 番～検討はやつておるんですね。

市長～はい。

1 番～若かん私の質問に関連がございませうのでお伺い致します。本市におき  
ましては、既に協同漁業組合が設立し認可の準備中でございますけど、  
この方に付きましてはすでに漁業従事者がおりまして既成事実がありこ  
の問題を本市が政策的に阻止すると云うことは現段階としては、不可能  
な状態にございませう。しかしながら本市におきましては、それより以前  
に埋立事業と云う大きな観点から1りの事業計画がございまして、この  
埋立事業を推進して行く場合にいかにして、その漁業者のいわゆる補償

も、それ自体が早く設定出来るからいんじゃないかと権利を獲得出来るからいいんじゃないかと云う様な一部の連中もおつたのでありますが、これは万一そう云う事になつた場合には、市の将来の埋立事業に大きな支障を来すと我々はあくまでも市の組合員として言て、そして市の計画がある場合には、それに喜んで共すると云う面を言てて行きたいと云う面で努力したもんでありますが、市長さんが今の様にしてその必要が生れると、現存して、そこで生活している者がおつてそれはその時点にならんとわからんと云う事でありまして、我々としては一応その線で政府の示すの線で済めたいと思つて居ますが、そうした場合には同等な組合に対して隣りの組合は、すでに出来ているとそして我々が合併する事によつて、すぐ一挙にも出来ると云う段階に来ておりますが、そうして指導してよろしうございますか。

市長～それは貴方のお考えによるものであると思つて居ますが、市としては埋立事業に支障のない様にしてもらいたいと云う事を申し上げたのであります。

3番～だから市はですね、そこに埋立をして、果してこの現在にアサリ業をやつているより市のプラスになるか、或はそう云うことをぬきにして将来世論が埋立したいと云うから、埋立しようとする様な考へてあるかですね、やつた方が住民の大きなバランスに立つて、その事業を将来アサリ業をさせてですね、やつた方が住民の大きなプラスになると云う様な検討をせんで、只計画だからやると云う面を実施された場合には結局そこにおいて大きな考へ違いが出て来る訳ですが、地域その事についてはですね、果して埋立した方が、その地域です、地域にはアサリを取つている地域が埋立した方が将来市としての市民のプラスになるか、或は現在の様にしてアサリ業をやるが、その地域だけさせた方が住民の利益になるかと云う事を検討は全然ぬきにしてですか、

市長～検討して只その数字に現れてないと言つただけでありまして、その検討はやつている。

3番～検討はやつて居るんですね。

市長～はい。

1番～若かん私の質問に関連性がございましてお伺い致します。本市におきましては、前に協同漁業組合が設立し認可の準備中でございまして、この方に付きましてはすでに漁業従事者がおりまして既成事実がありこの問題を本市が政策的に止すと云うことは現段階としては、不可能な状態にございまして。しかしながら本市におきましては、それより以前に埋立事業と云う大きな観点から1つの事業計画がございまして、この埋立事業を推進して行く場合にいかにして、その漁業者のいわゆる補償



の問題を最少限に引き止めるかと云う点に、当局は留意しなければならぬと考へております。現在聞く所によりますと北谷の水産漁業組合がしんで今申請しております。当市の漁業組合と合併させて認可しようとする話がある聞いておりますが、それについては、当然将来は埋立すね、それから若しそう云う事がおこつた場合には、当然は埋立法の4条及び5条6条に規定されておられますので、市が埋立を施行する場合には必ず相手方に補償しなければいけません。云う事になります。市が大きな負担をしないで済むかと云う事は、容易に予断される訳でございませぬ。こう云つた事を答へ致しまして、当局がどの様なその対策を構へておられるか、それについて市長にお伺い致します。

市長～この話は朝から出ておりますが、市としてはさすね、埋立事業はすつと前からの事業としての計画を持つて進めていっていると漁業組合の問題については、これは業者から出た問題でこれまで課としてその事務的な指導をした。これはあの業者の集りの場合にも、そう云う補償を得るための組合だつたなら、これは好ましくない。長続きしない。政府の方にも同じ様な私は今その業者がいそいでいるのは、若し今これを作つておくと外に、外から来た漁業権を獲得される様な心配がある云うので、おそれている様ですが、と云う事を話したら、こちらの埋立事業のこう云う計画がある云う事で地元を振られるのに、外の方に漁業権を区域としてあたえる様な事は出来ないと、これは政府の方がです。そう云うふうな話しをしてもらはれましたのでこの前あれは一応書類は返したんですか、そう云う事は政府としても、この市としての事業を何んと云いますか。考慮に入れてもらつているんじゃないかと、こう私は一人で想ひ込んでおるにございませぬ。実情は申し上げてあります。しかしこれは業者から出して政府が認可するとなれば私達はこう云う事業を進めつつありますと云つても向うが政府の方で進めるんであれば、こことしては困つた問題になると法的にです。出来るだけそう云う何もない様にして行きたい。おたがいの事業計画もスムーズに進められる様にして行きたいと云うので、先きから説明を申し上げますが、今までの大体の経過はそう云うことであります。

1 番～合併の問題は一応そう云つた方向で止されるつもりです。問題は同じ組合でも、これをどんどん拡張して行きますと、補償額が更に拡大されると云うことになりませぬので、現時点において出来るだけ最少限に引き止める方法です。当局は対策を構へて早急に実現してまいりたい。それを放任しておきますとです。これは埋立の一方なんです。従ひましてやはりこの埋立地の地目がこの敷地計画の策定されているところの地域であり将来必ずこの地目が理想になりますので充分注意を払われて対策を構へてまいりたいと御要望申し上げます。



議長～暫く休憩致します。(午後4時11分)

議長～再開致します。(午後4時12分)

1 番～大変恐縮でございますが、若<sup>し</sup>関連しておりますので私の5番の質問事項を伺いたいと思っております。10月23付のタイムスに市場通りの都市計画の問題と、それから今先の水産行政と都市計画事業問題につきまして1番重要な問題でありますので、これについて出所の根きよとか、そう云う事実の有無、そう云う新聞記事に対する当局の御対策御見解について、

市長～午前にもありましたが、先も申し上げた様に、出所の根きよは良くわかりません。事実とはまったく違うのであります。何も対立もなければ又あれが一部のこれは宮城議員も朝答えておられました。そう云う事実はないそうであります。いわゆる事実とは違ふと云う事であり、これを持つて私は心配するのは市民に誤解をまねくおそれがありますので、新聞記者にも話しをした。今日も今先です。私が理髪屋に行きましたが、幸いそこにおりましたので、きみの新聞では私困つておりましたが、是非来て呉れ、私の弁解も聞いて呉れと云つたんだが、理髪屋に座つておりましたが、何んとか議案も提案されているかと、いや今一般質問できみの何を知らせたいんだが、今日は来れるが、明日から2日位いよそに行くとか云う事は云つておりましたが来ていますか。知れませんが、そう云うふうにある程度ネジは入れてあります

1 番～こう云う事実はないと事実無根の新聞記事をでたらめに掲載されますと、迷惑だだだとするのは一般市民であり、同時に又被害を受けるのは執行当局であると思つております。従いましてかような記事が出た場合には、すみやかにこの出所の根きよを事実の有無等を調査致しまして、その訂正記事を書せるか、或は市当局が反論を加えなくちやいかんと考えますけど、今後こう云う事象が発生した場合には充分対策を構じられまして、事実の究明に1ツ当局は対策を構じます様御要望申し上げます。それを一般市民が見まして当局から何もその反論がないと云う事になりますと、一般市民としては事実であると云うふうにはしか、これは受け取らないと考えます。従いましてその点を充分考慮致しまして、今後はそう云う事がない様に1ツ努力して載きます様に御要望致します。

3 番～次は6番目でございしますが、監査の状況はどうなつているかと云う事でございします。我々議会が始りまして、3年前の予算議会にも一寸話しましたが、それ以後監査の状況の報告と云うこともありませんし又法によれば必ず臨時議会まあ臨時にも受けなければいかんと云う条例をつくりまして毎月23日にやる様になつて居りますが、それにつきまして市長さんの1つの機関である監査機関はどうなつているか、その点委員会の1委員としてお聞かせ願いたい。



市長～これについては今済んだかと思いますが、監査中でもあると思います  
が月例は監査は引続き開陳よく行かないようにあります。努めてそれ  
も受けるように今後努力して行きたいと思っております。

3 番～それにつきまして、一応市長が市民に対して会計その他の方を高揚す  
る1つの監査員に見てもらいまして自分のやるべき、やっているこ  
とを充分に市民にその結果を知らすと云うのが大きな市長としても自  
分の施策をする面においても非常に大切な事だと思しますので、我々  
本人においてもまだその監査の報告も聞いておりませんし月例的  
にはやっていないが、実施は為されていると云うことでございませ  
んが、報告はなくしても実施されているならそれに越した事はござい  
ませんが、我々議会を送出しました監査員の方が病気で休まれて居ら  
れた事実もございませぬし、その点について実際やつて居られると云  
う事でございませぬので私の質問を終わります。

進行したらどうですか。

1 番～1番、2番、3番、4番、5番、6番は関連事次終つておりますので  
すぐ7番に移り度いと思ひます、本市におきましては毎年日本に研修  
議員を派遣して居ります。これは本市のみならず他市町村においても  
こう云う事例は沢山あるのでもございませぬが、或る市町村に如きは大名  
旅行とか云う様な事で物議をかもしたこともあつた様でございませぬ  
が、論当市におきましてはそう云う事はなかつたと信じて居ります  
然しながら日本に折角議員を派遣いたしまして現地の状況を人に検討  
し新しい施策を議員がもつて来てこれをよく市政に反映して行きます  
せんとその効果と云う物はない物と私考するのでございませぬ。従  
して従来日本に派遣された行政視察議員の視察結果が本市にどの  
様に反映されて来たかその事例について、ございませぬらウ御説明  
願ひます。これは今後も又新しく議員が派遣されると云うことでござ  
いませぬので、参考資料としてお伺ひいたしますのでお願い致します。

市長～この問題は大事な問題であり又むつかしい問題であります、直ぐこ  
れがこう云う効果と表現するには困難だと思ひますが一応私の見た何  
てあります、議員の資質の向上はこれはもう間違いないと思ひます  
が、いわゆるこれが行政面にいかなる反映を及ぼしたかと云うことに  
なりますと私はいふやうな対象や何が政治の状態はこと違つたのでその  
ままここには移せないけれども、しかしそれによつてヒントを得たり  
又参考にしての立案に大きな参考になる点があるかと思ひます。例え  
ば機構の改革にせよ或いは事務の能率化で機械を使うとか、それから  
窓口の一本化とか、まだ手は着けて居りませぬが今度の再編成後にや  
りたいと思つて居ります所のいわゆる納税組合ですか、と云うものも  
議員の方々が向うを見て来て私たちに今までに何んべんか報告して  
もらつたことの申からヒントを得、参考になつたところの点ぢやない  
かと思つて居ります。すぐ日本のどこのものがそのまま

採り入れられたいと云う事ははつきり申上げられません。

1 番～この問題に関連いたしましてもう1件お伺い致します。これは良く聞かれる話でございますが、いくら議会当局が冒本を見て備つてきても肝心の執行部が現地の状況が真に分らないと云うことでは実際の市政の執行面に色々障りになる点があると云う様な話がある訳なんです。執行部といたしましては今後執行部の現場を調査いたしまして、どんどん冒本に議員の研修派遣と一踏にですね、執行部の重要メンバーを派遣する考えがあるかどうかこれについて一応お伺いします。

市長～出来るだけそう派遣したいところ願つて居ります。たしか当初の予算でも、せめて毎年1、2名を出そうと、と申し上げるのは、いわゆる今の陣容で職員が再々たくさん出た場合にはこちらが困る。建設においてもやり度い仕事はたくさんあるので、あそこを見て来てやろうと云うふうになると人の手不足から沢山の人は出することは出来ないけれども1、2名はどうしても行つて、そしてその人々の見たなりを職員にも知つてもらつてこれに参りそうと云う気持はありますが、何しろ本人の都合もありますし、特にこう云うことをと云う部面のもは議会にもお願いしてあります。市からもこれと一踏に出来ることならば1、2名或は別でもここでせうも1、2名はやりたいと云う気持は持つて居ります。若し必要の場合は。

1 番～是非でも必要であれば市長の見解にもあります様に先進國の突状を見ると云うことは私の意見といたしまして各大有意義だと思つて居ります。したがいまして今後機会ある度に職員の新修制度を充実いたしまして出来る限り本土に派遣してその効果を挙げたいと思つて居ります。以上をもちまして私の質問は終りたいと思つて居ります。

議長～暫く休憩致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時53分)  
本日の全員程が全部終了いたしましたのでこれをもちまして本日の会議を終る事に致します。尚明後日定刻10時より会議を開くととにいたします。散会(午後4時56分)

採り入れられたいと云う事ははつきり申し上げられません。

- 1 番～この問題に関連いたしましてもう1件お伺い致します。これは良く聞かれる話でございますが、いくら議会当局が冒本を見て帰つてきても心な執行部が現地の状況が真に分らないと云うことでは実際の市政の施行面に色々々響になる点があると云う様な話がある訳なんです。執行部といたしましては今後執行部の現場を調査いたしまして、どんどん冒本に議員の研修派遣と一語にですわ、執行部の重要メンバーを派遣する考えがあるかどうかこれについて一応お伺いします。

市長～出来るだけそう派遣したいところ思つて居ります。たしか当初の予算でも、せめて毎年1、2名を出そうと、と申し上げるのは、いわゆる今の陳容で職員が再々たくさん出た場合にはこちらが困る。建設においてもやり度い仕事はたくさんあるので、あそこを見て来てやろうと云うふうになると人の手不足から沢山の人は出すことは出来ないけれども1、2名はどうしても行つて、そしてその人々の見たなりを職員にも知つてもらつてこれに移そうと云う気持はありますが、何しろ本人の都合もありまして、特にこう云うことをと云う部面の場合は議会にもお願いしてありますが市からもこれと一語に出来ることならば1、2名或は別でもここですから1、2名はやりたいと云う気持は持つて居ります。若し必要の場合は。

- 1 番～是が非でも必要であれば市長の見解にもあります様に先進國の突状を見ると云うことは私の意見といたしましても大変有意義だと思つて居ります。したがいまして今後機会ある度に職員の研究制度を充実いたしまして出来る限り本土に派遣してその効果を挙げていただきます様御望いたします。以上をもちまして私の質問は終りたいと思ひます。

議長～暫く休憩致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時53分)

本日の全日程が全部終了いたしましたのでこれを持ちまして本日の会議を閉ずる事に致します。尚明日は定刻10時より会議を開くことにいたします。